

平成 23 年

宝達志水町議会会議録

第 2 回定例会

平成23年 6 月10日 開会

平成23年 6 月17日 閉会

宝達志水町議会

本定例会に付議された議案件名

- 議案第28号 平成23年度宝達志水町一般会計補正予算（第1号）
- 議案第29号 平成23年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計補正予算（第1号）
- 議案第30号 宝達志水町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第31号 宝達志水町税条例の一部を改正する条例について
- 議案第32号 宝達志水町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第33号 宝達志水町公共下水道条例の一部を改正する条例について
- 議案第34号 指定管理者の指定について
- 報告第3号 専決処分の報告について
専決第3号 平成22年度宝達志水町一般会計補正予算（第10号）
- 報告第4号 専決処分の報告について
専決第4号 平成22年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
- 報告第5号 専決処分の報告について
専決第5号 平成22年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 報告第6号 専決処分の報告について
専決第6号 平成22年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第6号）
- 報告第7号 専決処分の報告について
専決第7号 平成22年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第4号）
- 報告第8号 平成22年度宝達志水町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第9号 専決処分の報告について
専決第8号 宝達志水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 報告第10号 専決処分の報告について
専決第9号 宝達志水町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 報告第11号 宝達志水町土地開発公社の経営状況について

平成23年6月10日（金曜日）

◎出席議員

1 番	寶 達 典 久	8 番	林 一 郎
2 番	久 保 喜 六	9 番	守 田 幸 則
3 番	土 上 猛	10 番	北 本 俊 一
4 番	柴 田 捷	11 番	金 田 之 治
5 番	宮 本 満	12 番	小 島 昌 治
6 番	津 田 勤	13 番	北 信 幸
7 番	中 谷 浩 之	14 番	近 岡 義 治

◎欠席議員

な し

◎説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	津 田 達
教 育 長	山 下 茂
参 事	北 山 茂 夫
総 務 課 長	太 田 永 作
総務課担当課長	松 浦 敏 昭
情報推進課長	高 下 良 博
財 政 課 長	松 田 正 晴
住 民 課 長	羽 多 良 英
税 務 課 長	溝 口 和 夫
環 境 安 全 課 長	粟 原 政 典
健康福祉課長（福祉担当）	林 谷 茂 和
健康福祉課長（保健担当）	中 村 努
産 業 振 興 課 長	近 岡 和 良
ふるさと振興室長	村 井 仁 志

地域整備課長	谷川弘一
学校教育課長	田村淳一
生涯学習課長	藤井能富夫
会計課長	村井一隆
志雄病院事務長	高島信夫

◎議事日程

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 諸般の報告 |
| 日程第4 | 議案第28号 平成23年度宝達志水町一般会計補正予算（第1号） |
| 日程第5 | 議案第29号 平成23年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第6 | 議案第30号 宝達志水町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第7 | 議案第31号 宝達志水町税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第8 | 議案第32号 宝達志水町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第9 | 議案第33号 宝達志水町公共下水道条例の一部を改正する条例について |
| 日程第10 | 議案第34号 指定管理者の指定について |
| 日程第11 | 報告第3号 専決処分の報告について
専決第3号 平成22年度宝達志水町一般会計補正予算（第10号） |
| 日程第12 | 報告第4号 専決処分の報告について
専決第4号 平成22年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第5号） |
| 日程第13 | 報告第5号 専決処分の報告について
専決第5号 平成22年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第14 | 報告第6号 専決処分の報告について |

専決第 6 号 平成22年度宝達志水町介護保険特別会計
補正予算（第 6 号）

- 日程第15 報告第 7 号 専決処分の報告について
専決第 7 号 平成22年度宝達志水町ケーブルテレビ事
業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第16 報告第 8 号 平成22年度宝達志水町一般会計予算繰越明許費繰越計
算書の報告について
- 日程第17 報告第 9 号 専決処分の報告について
専決第 8 号 宝達志水町国民健康保険税条例の一部を
改正する条例について
- 日程第18 報告第10号 専決処分の報告について
専決第 9 号 宝達志水町国民健康保険条例の一部を改
正する条例について
- 日程第19 報告第11号 宝達志水町土地開発公社の経営状況について
- 日程第20 議案に対する質疑
- 日程第21 町政一般についての質問
- 日程第22 議案の委員会付託

◎開会・開議

○議長（北本俊一君） ただいまから平成23年第2回宝達志水町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は14名であります。よって、地方自治法第113条に規定する定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（北本俊一君） それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、宝達志水町議会会議規則第120条の規定によって、13番 北 信幸君、12番 小島昌治君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（北本俊一君） 次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月17日までの8日間にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 御異議ないものと認めます。したがって、会期は本日から6月17日までの8日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（北本俊一君） 次に、日程第3 諸般の報告を行います。

まず、国の教育予算を拡充することについての陳情書をお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定による平成22年教育委員会点検・評価報告書の提出がありましたので、お手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、監査委員から、平成23年4月分に関する例月出納検査結果の報告がありましたの

で、写しをお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、今定例会の説明員の職、氏名は、一覧表としてお手元に配付のとおりであります。
これで諸般の報告を終わります。

◎提出議案の上程・説明

○議長（北本俊一君） これより、本日提出のありました議案第28号 平成23年度宝達志水町一般会計補正予算（第1号）から報告第11号 宝達志水町土地開発公社の経営状況についてまでを一括して議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 本日、ここに平成23年第2回宝達志水町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに御多忙の折にもかかわらず、御参集を賜り、心から御礼を申し上げます。

議案の説明に先立ちまして、改めて東日本大震災で犠牲となられた多くの方々に対し、衷心より哀悼の意を表しますとともに、被害にあわれた皆様に心からお見舞いを申し上げます。

この東日本大震災に関し、宝達志水町では地震発生後直ちに食料品や毛布類などの備蓄品について、石川県を通じて被災地に送らせていただいております。

人的支援といたしましては、3月に宝達志水消防署から3名が5日間、被災地において救助活動に当たり、保健師1名が石巻市において被災者の救護や健康相談などの活動に当たったことにつきましては、先の臨時会にも申し上げたところであります。

また、5月には新たに保健師1名を1週間派遣しており、さらに6月12日からは、志雄病院の医師1名、薬剤師1名、看護師2名、事務職員1名の計5名が医療チームを組み、石巻市で5日間の活動に当たることとしております。

このほか、皆様方から町及び社会福祉協議会に寄せられた義援金については、6月1日現在で417万9,000円となっており、これらは日本赤十字社石川県支部宝達志水町分区を通して、被災地へお届けしているものであります。

このたびの震災では、福島第一原子力発電所の事故が事態を一段と深刻なものにしているところであり、その状況は依然予断を許しません。

現場では、日々収束に向けて必死の作業が続けられており、被災された地域、住民の皆様方が一日も早く震災から立ち直られることを切に願うものであります。

なお、トラブルと定期検査のため、1、2号機とも停止中の志賀原子力発電所については、福島原子力発電所の事故を踏まえた緊急安全対策の実施状況について、国から妥当であると評価された旨の報告を北陸電力から受けているところであります。

同社では、信頼性の向上を図るため、今後2年をめどに防潮堤の建設などさらなる対策を講ずるとのことでありますが、志賀原子力発電所から半径30キロ圏内にほぼ全域が入る本町といたしましては、常に正確な情報をいち早く知らせるよう、強く北陸電力に要請しているところであります。

なお、地震や津波による災害に対する備えがいかに大切であるかは論をまたないところであります。

今後も、防災総合訓練などを通して、災害への対応をこれまで以上に徹底してまいりたいと考えております。

また、本町地域防災計画については、現在、見直しに必要な情報を収集しているところであり、この秋をめどに見直しが見直しが予定される国の防災基本計画、さらには石川県の地域防災計画の見直しを受けて、適切なる町の地域防災計画を作成してまいりたいと考えております。

次に、財政の健全化と行財政改革についてであります。

行財政運営をめぐる環境の変化として、平成19年4月に地方分権改革推進法が施行され、地方がみずからの判断と責任において行政運営を促進することが示されているところであります。

このことは、地方公共団体の行政運営が新たな局面に入ったことを示しており、本町においても平成18年度から22年度を計画期間とした第1次行財政改革大綱及び実施計画を策定し、各種大会、イベント等を見直しや補助金の見直しなど町民の皆様の御理解と御協力をいただき、また、役場組織の機構改革や人件費の削減などの取り組みを進めてきたところであります。

財政の健全化をあらわす健全化判断比率4指標については、いずれも早期健全化基準をクリアしているものの、依然として本町の財政状況は厳しい状況にあります。

大きな財源であるところの普通交付税については、合併から10年間は2町の交付額が維持されますが、平成27年度からは段階的に引き下げられ、平成32年からは現在より約5億

円程度の減額が試算されていることから、今後はさらなるスピード感をもって強力に行財政改革を推進していかなければならない極めて重要な時期でもあります。

そこで、本年度から新たな行財政改革大綱による取り組みをスタートさせますが、行財政改革には住民の皆様への御理解と御協力が不可欠であり、このため5月23日から集落に向いての町政懇談会を開催しているところであります。

町政懇談会は、6月28日まで計25回の開催を予定しており、町を取り巻く諸情勢や課題、町が取り組む施策などを御説明申し上げるとともに、住民の皆様から地域における課題や行政に対する意見を頂戴し、これらを踏まえて今後の行財政改革を進めてまいり所存であります。

なお、公共施設の統廃合についても、3月19日に北部保育所において閉所式が行われ、杉野屋保育所から続く57年の歴史に幕を閉じることとなりました。

長年、愛されてきた保育所がなくなることは、寂しい思いがあることと存じます。

地域住民の皆様、関係者の皆様方には、公共施設統廃合に御協力をいただきましたことに対し、この場をおかりいたしまして厚く御礼を申し上げます。

さて、経済の動向についてであります。景気は東日本大震災の影響により、このところ弱い動きになっているほか、失業率が高水準にあるなど依然として厳しい状況にあります。

国の月例経済報告によると、先行きについては、海外経済の改善や各種の政策効果などを背景に、景気が持ち直していくことが期待されますが、電力供給の制約や原子力災害及び原油価格上昇の影響等により、景気の下振れが懸念され、デフレの影響や雇用情勢が悪化する懸念が残っていることにも注意が必要としています。

さらに、地方の経済や雇用情勢については、いまだ回復には乏しく、大変厳しい状況が続いていると言わざるを得ません。

町といたしましても、緊急雇用創出事業を活用するなど雇用対策について引き続き動向に注目しつつ、的確に対応してまいりたいと考えております。

それでは、今定例会に提案いたします平成23年度予算の補正に関する議案2件、条例議案4件、その他議案1件、また、報告案件といたしまして、平成22年度予算の専決補正に関する案件5件、平成22年度予算の繰越に関する案件1件、条例改正の専決処分に関する案件2件、宝達志水町土地開発公社の経営状況に関する案件1件について、順次、御説明させていただきます。

まず、議案第28号 平成23年度宝達志水町一般会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算に3,987万5,000円を追加し、70億7,787万5,000円とするものであります。

歳入歳出予算のうち、歳出の主なものといたしまして、総務費では、集落から要望申請のあった集会施設の改修補助に要する経費を追加するものであります。

民生費では、障害者の通所サービス利用促進に当たり、新たに追加された町内1事業者に対する補助に要する経費を追加するものであります。

労働費では、勤労青少年ホーム及び町民サッカー場の指定管理者制度導入に伴う管理委託に要する経費を追加するものであります。

農林水産業費では、中山間地域等直接支払推進事業の拡大に向けての周知活動、及び新規組集落の支援に要する経費を追加するものであります。

商工費では、新設の今浜海浜トイレの駐車場整備に要する経費、山の竜宮城の屋根修繕に要する経費を追加するものであります。

土木費では、本町の除雪体制の充実、強化を図るため、大型の除雪ドーザ購入に要する経費を追加するものであります。

消防費では、地震などの災害に備え、備蓄用物資の購入に要する経費を追加するものであります。

教育費では、小学校施設の修繕に要する経費をはじめ、外国人に対する日本語指導者養成に要する経費、押水図書館屋根の漏水修繕に要する経費、岡部家の券売機購入や喜多家の雨どい等の修繕など文化財の維持管理に要する経費、8月に行われます全日本小学生ソフトテニス大会出場に要する助成金などに要する経費を追加するものであります。

財源となります歳入予算については、普通交付税、国庫支出金、県支出金、町債を充てるものであります。

債務負担行為の補正については、広域勤労青少年ホーム及び町民サッカー場指定管理業務委託料に要する経費228万円の債務負担を設定するものであります。

次に、議案第29号 平成23年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、看護師等修学資金の貸与を受けるため、宝達高校卒業生2人と一般2人の計4人の申し込みがあったことに伴い、資本的支出において、当初予算との差額に要す

る経費を追加計上するものであります。

これの財源措置といたしましては、過年度分損益勘定留保資金において196万円を追加し、7,542万5,000円とするものであります。

続きまして、議案第30号 宝達志水町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、非常勤職員についても育児休業や部分休業をすることができることとされた地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、その任用状況により育児休業をすることができない非常勤職員の範囲等について定める改正を行うものであります。

次に、議案第31号 宝達志水町税条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、地方税法等の一部改正に伴い、東日本大震災の被災者等の負担の軽減を図るため、個人住民税関係で雑損控除額等の特例や住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例措置を講ずるものであります。

次に、議案第32号 宝達志水町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案も、東日本大震災の被災者に適用される災害援護資金貸付について特例措置を講ずるものであり、償還期間や据置期間を延長することのほか、利率の引き下げや償還免除事由の特例等について設けるものであります。

次に、議案第33号 宝達志水町公共下水道条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、「社団法人日本下水道協会石川県支部」が本年7月1日に「石川県下水道協会」に名称変更することに伴い、規定中の名称を改正するものであります。

次に、議案第34号につきましては、指定管理者の指定についてであります。

本案は、宝達志水広域勤労青少年ホーム及び宝達志水町民サッカー場の管理を行わせる指定管理者を指定するものであり、同施設の利用・管理状況などから、押水フットボールシニアを非公募で選定するものであり、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

続いて、報告第3号から報告第7号までの5件は、いずれも平成22年度における各会計の補正予算において、専決処分の承認を賜りたいとするものであります。

まず、報告第3号は、平成22年度宝達志水町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の報告についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算に1,358万7,000円を追加し、81億1,040万1,000円としたものであります。

歳入歳出予算のうち、歳入にあつては、町税の収納状況、地方譲与税等の確定による更正を行っているほか、国・県支出金、町債等の特定財源にあつては、事務事業の精算見込みによる補正が主なものであります。

一方、歳出予算につきましては、新たに生じた留保財源を、財政環境の基盤強化を図るため、減債基金に新規に積み立てる経費を追加するものであり、その他は、事務事業の精算及び財源の組み替え更正を講じたものであります。

以下、これから説明いたします他の会計につきましても、事業の精算見込みに伴うものであります。

報告第4号 平成22年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分の報告についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算から6,870万円を減額し、15億7,358万3,000円としたものであります。

報告第5号 平成22年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）の専決処分の報告についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算から111万2,000円を減額し、1億6,520万5,000円としたものであります。

報告第6号 平成22年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第6号）の専決処分の報告についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算から1,739万9,000円を減額し、14億1,218万7,000円としたものであります。

報告第7号 平成22年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分の報告についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算から876万9,000円を減額し、5,583万2,000円としたものであります。

報告第8号 平成22年度宝達志水町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

これは地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書の報告をするものであります。

繰り越す事業につきましては、国の住民生活に光をそそぐ交付金及びきめ細かな交付金対象の3項目を含め10事業であり、総額は1億5,719万6,000円であり、適切なる予算の執行を図るため、次年度へ繰越したものであります。

次に、報告第9号 宝達志水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分
の報告についてであります。

主な内容といたしましては、地方税法施行令の一部改正に伴い、中低所得者の国民健康
保険税の負担の軽減を図るため、国民健康保険税の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税
額及び介護納付金課税額に係る課税限度額の引き上げについて必要な改正を行ったもので
あります。

次に、報告第10号 宝達志水町国民健康保険条例の一部を改正する条例に係る専決処分
の報告についてであります。

主な内容といたしましては、健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産・育児等に係る
経済的負担の軽減を図るため、35万円に4万円を加算して39万円としていた出産育児一時
金の暫定措置を、39万円として継続、恒久化するものであります。

次に、報告第11号 宝達志水町土地開発公社の経営状況についてであります。

平成22年度は、新たな用地取得などの投資的事業は行っておりませんが、免田用地に係
る民間金融機関の債務2,400万円を全額支払い、債務の解消に努めました。

保有土地の処分では、宝達駅東部用地1区画及び小川用地1区画を売却いたしておりま
す。

また、公有用地につきましては、町に対して上田用地の一部を宝達保育所駐車場用地及
び町道敷として、今浜用地の一部を町道敷として売却しております。

先行取得していた陸上競技場用地についても、すべて町へ売却いたしてあります。

これらの事業により、平成22年度は収支差引1,672万2,265円の欠損で決算を結んでおり
ます。

以上、案件の提案理由を御説明させていただきましたが、何とぞ慎重なる審議の上、適
切なる決議を賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（北本俊一君） 提出者の提案理由の説明は終わりました。

◎議案に対する質疑

○議長（北本俊一君） ここで議案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

◎一般質問

○議長（北本俊一君） 次に、一般質問を行います。

会議規則第61条第2項の規定による一般質問の通告がありましたので、発言を許します。

1番 寶達典久君。

〔1番 寶達典久君 登壇〕

○1番（寶達典久君） 寶達典久です。

議長から質問の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私は4つの主題についてお尋ねします。

1つ目、石川県農業短期大学附属経営農場跡地について、2つ目、災害時要援護者の支援について、3つ目、町内集落の自主防災組織結成支援について、4つ目、平成24年度から使用される中学校教科書の採択についてお聞きいたします。

まず、石川県農業短期大学附属経営農場跡地についてでございます。

3月まで利用がされていたわけですが、その閉鎖に伴いまして現在放置されている状況でございます。その状況についてお尋ねします。

1つ目、放置を続けた場合、雑草が繁茂、また病害虫が発生して近隣の農地に悪影響を及ぼす可能性はないか。

2つ目、遊休農地、果樹園を放置せずに有効活用する方法を検討してはどうか。

3つ目、跡地利用について何らかの申し出はあったかお尋ねします。

次に、災害時要援護者の支援についてお尋ねします。

1つ目、当町広報平成23年4月号において、災害時要援護者。以下、要援護者と呼びます。を次のように定めてあります。在宅で情報公開に同意できる人。その中で、1番、高齢者で日中1人、2人暮らしから6つ項目が挙がり、そういう指定がされています。この条件に該当する方は町内に何名いらっしゃいますでしょうか。

また、平成23年1月末時点で、災害時要援護者台帳に申請してあるのは886名とありますが、この人数は全該当者中幾らの割合なのかお尋ねします。

次に、2つ目、県内ほかの自治体では1で尋ねた割合、要援護者総数のうち台帳に申請している方、この割合は幾らであるか、調査可能でまた答弁可能であればお答えをお願いします。

3つ目、条件を満たしていながら申請していない方は、どのような理由で申請していないのか、その理由を把握していればお答え願います。

4つ目、申請者はどのような援護を受けられるか、また、その内容は申請者本人、あるいは介護者等に対して伝達され認識されているかお尋ねします。

5つ目、要援護者に対して避難時に援護を行う方は誰か、また、十分な援護を行える体制であるかお尋ねします。

6つ目、ある御高齢の方に、こういう制度を御存じであるか、また、既に登録なさっているかお尋ねしましたところ、その方は自分自身で登録した記憶はないとお答えになったんですが、詳しく制度の仕組みを説明してお話し続けましたところ、民生委員の方に勧められてもしかすると入っていたかもしれないと、そういう方もおいでます。入っていないながら認識がなければ、本人そして協力者、この方も認識がなければ十分な援護が行えないわけでありまして。こうした周知は大切でありまして、こういう周知を定期的に行うようにすればどうかと思い、お尋ねいたします。

次に、町内集落の自主防災組織結成支援についてお尋ねします。

先ほど聞きました要援護者の支援についてですが、それにも関係するんですが、集落ごとの自主防災組織というのは自分たちの防災活動、また要援護者の支援などそういった活動も行う団体でございます。

町内の幾つかの集落では、既にこういう組織は結成されているんですが、既に結成されている、また結成の準備をしている集落というのは比較的人口が多く、活動可能であるような集落が多いかと思えます。また、逆に人口が少ないところでは、ほかの事業を行うのに手がいっぱい、こうした防災組織結成までにはなかなか手が回らない状況であるところもあると聞いております。そういった集落に対して、町は何らかの支援をすればよいかと思えますが、いかがでしょうか。

2つ目、今述べましたように、まだ自主防災組織を結成していない集落があるんですが、そういったところはなぜ結成していないか。結成する予定はあるのか。また、町から何らかの支援を受けられるとすれば結成することは可能であるか。このようなことを各集落に対して確認してみたいかと思っております。いかがでしょうか、お尋ねします。

次に、平成24年度から使用される中学校教科書の採択についてお尋ねします。

来年度から使用される教科書の検定がこの夏に行われます。その件について、以下のことにお答え願います。

1つ目、県下では幾つかの地区に分けて教科書の選定採択を行っているんですが、当町は羽咋地区、羽咋郡市になるんですが、その中に入ってありまして、そこでの採択が行われております。その羽咋地区で採択作業を行う組織の名称と役割についてお尋ねします。

2つ目、1つ目のそれぞれの組織を構成する人の役職についてお尋ねします。

3つ目、それぞれの組織が行う会議の名称と内容についてお尋ねします。

4つ目、各教科書の内容について、誰がどのように調査するのかお尋ねします。

5つ目、会議や調査の日程についてお尋ねします。

6つ目、会議の傍聴方法、会議録や調査記録の閲覧方法についてお尋ねします。

7つ目、当町において最終的な採択決定を行う組織、あるいは人物の役職についてお尋ねします。

8つ目、採択の判断材料についてお尋ねします。

この教科書採択についてもう一つお尋ねします。

今夏の採択作業の対象となる教科書というのは、平成22年の検定に合格した教科書なんですが、その中で東京書籍の公民の教科書が合格しています。この東京書籍の公民の教科書というのは、一部事実と反する記述があると言っているのか、断定しているのかはわかりませんが、私の信念では事実と違うような記述があると思っております。

通告書と一緒に別紙でお渡ししたんですが、その別紙として教科書のコピーをお渡ししております。その中で、2008年現在、日本には59万人の在日韓国・朝鮮の方がおられ、少し略しまして、「日本への移住を余儀なくされた人たちや、意思に反して日本に連れてこられて働かされた人たちとその子孫です」とあるんですが、これは外務省の報道ですね。昭和34年に報道して、これがまだ外務省では継続してこういう事実があるという資料なんですが、実際に徴用という制度ですね、この国に連れてこられた可能性のある人というのは、245人しかいないということなんです。この人たちの子孫が二、三世代で59万人に増えるということは、ちょっと考えられないことです。

戦後、帰還する事業というのもあり、帰る機会というのはあった中で、ほか自由意思で日本に来られた方たち、またその子孫の方が今数十万人おられるというのが事実だと思うんですが、この教科書に書いてあることは私の想像とはちょっと違うことが書いてあるん

です。このことについてどう思われますでしょうか、お尋ねします。

今、東京書籍の公民教科書について質問したんですが、この教科書というのは羽咋の採択地区でも過去に、今も使用されているんですね。その前の採択でも選ばれています。多くの採択地区で使用されております。採択地区は幾つかあるんですが、どの採択地区も大体、どの教科も同じ教科書を使っています。

別に同じ教科書を使うのが問題ということはないんですね。都会の都道府県ほど教科書の数というのは多かったり多い傾向があって、また逆に田舎ほど教科書の数というのは少なくある。少なければ問題があるということがないというのは、教科書の種類が多いところよりも、少ないところのほうがなぜか学力は高いような気はするんです、全国テストの結果等を見ていますと。

その変えるとか、種類が少ないとかが、適切な採択を行っていないんじゃないんですかということではなくて、事実と違うことは、検定に通ってればいいとか、検定とは何ぞやと私はそもそも思うんですが、検定を通っていたとしても採択されるのは問題ではないでしょうかとお尋ねしたいわけでございます。

以上、たくさんございますけれども、私の質問でございます。どうか御答弁よろしくお願いたします。

○議長（北本俊一君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 寶達議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の御質問であります。

石川県立大学附属経営農場は、石川県が行財政改革の一環として本年3月から廃止したものでございます。野々市町にあります附属実験農場にその機能を移転しております。

農場跡地でございますけれども、面積は19ヘクタールでございます。議員御指摘の雑草や病虫害が懸念されることから、県に対し、草刈りなどの適切な管理をお願いしたいと考えております。

また、有効活用についてでありますけれども、現在、町は多数の遊休地を所有しておりますので、活用する計画はございません。

次に、跡地利用についての県からの何らかの申し出があったかとの御質問であります。現在、県から本町への跡地利用についての申し出はございません。また、第三者からの申し出、問い合わせ等もございません。

2点目の災害時要援護者の支援についてであります。災害時要援護者とは、災害時における情報収集や避難行動が自分1人では困難な人々をいいます。一般的には高齢者、障害者等でございます。

ここ数年の自然災害において、犠牲者の大半が65歳以上の高齢者となっているなど、災害時要援護者についての対策は、災害時において人的被害を少なくしていくための最重要課題となっております。

災害時要援護者の避難支援については、具体的な支援策は決まっておりますが、今後できるだけ早い時期に、区長、民生委員の協力を得ながら決めてまいりたいと思っております。

なお、詳細については、所管課長から説明させていただきますので御了承願います。

3点目の町内集落の自主防災組織結成支援についてであります。現在、本町の自主防災組織は12組織ございます。この組織が有効に機能し、円滑な避難や避難所運営が行われるためには、リーダーが必要であります。その育成・充実に今後も努めてまいります。

また、新たな組織結成に向けての取り組みといたしましては、今回の東日本大震災を受けまして、各集落では自主防災組織の関心が高まっております。5月29日にラピア鹿島で開催された自主防災組織の組織化啓発研修会には、本町から20集落39名の参加者があったところから、自主防災組織の結成の機運は高まっていると考えておりまして、自主防災組織の結成されていない集落に対し、各集落の現状を把握しながら、組織結成に向けて道しるべとなるマニュアル等。これは規約、防災計画でございますけれども、をお示しいたしまして、自主防災組織の早期結成に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

それから、4点目の中学校教科書の採択に関する御質問のうち、平成22年の検定に合格した公民教科書に不適切、あるいは事実と反する記述があることについてであります。私といたしましては、文部科学省が学習指導要領を定めておりまして、これに基づいて教科書が作成され、検定に合格しておりますことから、教科書の内容に対するコメントは控えさせていただきます。

次に、慣例どおりにこれまでの教科書が採択されるのは望ましくないとの御質問ですが、現在、羽咋地区教科用図書採択協議会の中で研究調査中でありまして、その推移を見守っていききたいというふうに考えております。

その他につきましては、教育長及び所管課長から答弁をいたさせていただきますので、よろしくお

願いたします。

○議長（北本俊一君） 教育長 山下 茂君。

〔教育長 山下 茂君 登壇〕

○教育長（山下 茂君） 實達議員の御質問にお答えします。

今夏行われる平成24年度から使用される中学校教科書の採択作業についての御質問の中で、当町において最終的な採択決定を行う組織、あるいは人物の役職についての御質問、及び最後の採択判断材料はどの御質問についてお答えをします。

残りにつきましては、課長が答弁をいたします。

採択決定は、本町教育委員会にあります。教育委員会ですから教育委員の中で決めることとなりますが、採択に関しては、先ほど議員御指摘のとおり、羽咋地区の採択地区内で協議して同一の教科用図書を採用するように規定されております。これは義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条4項にあります。したがって、羽咋地区教科用図書採択協議会において採択されましたものについては、本町の教育委員会としても採択すべきものと考えております。この点につきまして、また御理解のほどよろしく願いたします。

あとは課長のほうが答弁いたしますので、よろしく願いたします。

○議長（北本俊一君） 健康福祉課長 林谷茂和君。

〔健康福祉課長（福祉担当） 林谷茂和君 登壇〕

○健康福祉課長（福祉担当）（林谷茂和君） 1番 實達議員の御質問にお答えします。

災害時要援護者に該当する町内の人数であります。

広報平成23年4月号に掲載した災害時要援護者とは、在宅で情報公開に同意できる人で、①として高齢者で日中1人または2人暮らしの人、②として介護保険の要介護3から5の人、③身体障害者手帳を交付された1・2級の人、④療育手帳でA判定された人、⑤精神障害者保健福祉手帳1から3級の人、⑥災害時に自力で避難が難しい人となっております。⑥の災害時に自力で避難が難しい人は、把握は難しいわけですが、災害時要援護者の住んでいる区長をお願いをして把握していきたいと考えております。

そこで、今申し上げました災害時要援護者の該当する①から⑤までを合わせますと2,082人と把握しております。登録者数の割合は約43%であります。

2点目ですが、県内他自治体の状況であります、各自治体により要援護者のとらえ方がさまざまであり、比較できない状況であります。

3点目ですが、どの理由で申請していないのかということですが、申請者のほとんどが地区の民生委員の方々に要援護者の家へ行き、一人一人お話をし、申請してもらったものであります。1人暮らし、2人暮らしの高齢者は、その地区の民生委員さんが把握ができるのですが、在宅で要介護状態の方がいても、介護度までは把握ができない。身体的障害・精神的障害・知的障害者も障害の程度までは把握し切れないところがあります。

また、家族にとっては、個人情報として知られたくない思いもあり、申請につながっていないと思われまます。

4点目ですが、申請者はどのような援護が受けられるのかということですが、申請したならば、災害時において避難誘導、救出活動、安否確認等の支援が受けられることとなります。申請時には民生委員、窓口の対応の中で、申請者本人にこのことは説明をしております。

5点目ですが、要援護者に対して避難時に援護を行う者は誰か。また、十分な援護が行われる体制であるかということですが、災害時においては、親戚、区長をはじめ地域住民に支援してもらうことになっております。

災害時要援護者名簿を区長・民生委員・消防署・町関係部署・社会福祉協議会で共有することにより、日ごろから声をかけたり相談に乗るきっかけづくりであったり、家族への連絡がスムーズであったり、災害時において、例えば介護の方法や食事のこと、医療の処置について要援護者への対応がより早く適切にできる体制にしたいと考えております。

しかしながら、この支援体制については、災害が発生した場合の情報伝達の整備、要援護者の具体的な避難支援等については、まだ十分なものではないと考えております。

最後に6点目ですが、申請者や協力者に対して申請済みであることや制度についての定期的な通知を行ってはどうかということですが、災害時要援護者の支援の制度については、災害時要援護者名簿を共有することで民生委員が要援護者を把握し、今までどおりの日常的な見守り活動の中で周知していきたいと考えております。

今後とも、区長と民生委員の情報交換をはじめ、広報活動等により周知していきたいと存じます。

○議長（北本俊一君） 学校教育課長 田村淳一君。

〔学校教育課長 田村淳一君 登壇〕

○学校教育課長（田村淳一君） 實達議員の御質問にお答えいたします。

羽咋採択地区で採択作業を行う組織の名称と役割についての御質問でございますが、羽

昨地区教科用図書採択協議会といい、羽咋市、志賀町、本町において平成24年度から中学校で使用する9教科の教科用図書を採択するところでございます。

次に、それぞれの組織を構成する人物の役職はとの御質問でございますが、羽咋地区教科用図書採択協議会は、教育委員会の代表、教育長、学校の代表、PTA連合会の代表で組織しております。

また、教科用図書採択協議会には、調査研究をするため、研究員会を設け、羽咋地区の専門教科の代表教員で組織しております。

次に、それぞれの組織が行う会議の名称と内容はとの御質問でございますが、今ほどの答弁のとおりでありますので、御理解を願います。

次に、各教科書の内容について、誰がどのように調査するのかとの御質問でございますが、研究員会において、各教科ごとに石川県教科用図書選定資料及び文部科学省で取りまとめた教科書編集趣意書等を活用し、教科用図書を調査することといたしております。

なお、研究員会においては、教科別で研究員がそれぞれ調査研究し、それぞれのグループで意見の統一を図り、羽咋地区教科用図書採択協議会に具申することとなっております。

次に、会議や日程の調査日程はとの御質問でございますが、5月下旬に協議会及び研究会を立ち上げております。研究員による調査を開始したところであり、7月初旬に調査結果が出る予定でございます。

なお、本町における教科用図書の展示については、6月17日から6月30日までの14日間、志雄図書館で展示をいたしております。

次に、会議の傍聴方法、会議録や調査記録の閲覧方法の御質問ですが、会議等については、教科用図書に係る企業等からの干渉等を排除するため、及び公正公平を図る観点から非公開といたしております。

なお、教科用図書の採択結果につきましては、石川県教育委員会学校指導課ホームページにおいて、県内を取りまとめた上、公開することとなっております。

以上です。

○議長（北本俊一君） 次に、3番 土上 猛君。

〔3番 土上 猛君 登壇〕

○3番（土上 猛君） 土上でございます。

私は、今定例会には防災対策について3点ほど、そして駐車場の整備について1点ほど町長にお聞きしたいと思います。

まず、3月11日に発生いたしました東日本大震災及び大変な津波の発生により、多くの被災者が出られましたこと、心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。

このように、災害はいつ何が起こるかわかりません。そこで、今定例会におきまして、町の防災対策について町長にお聞きしたいと思います。

当町の地域防災計画は、平成19年3月に合併後新しく作られたと思いますが、その後施設の統廃合、また耐震化基準などにより避難場所、あるいは避難経路を見直す必要があるのではないのでしょうかと思います。過去にも幾度か質問された経緯があると思いますが、一向に防災計画の見直しがされていないように思われます。

今回の東北地震を教訓に、いろんな災害、要するに豪雨によるいわばがけ崩れ、道路の崩壊、また河川の氾濫、そして地震、火災、いろんな災害が想定されます。そして、特にうちの町はやはり山間地帯も多く抱えております。そういういろんな災害が発生しても、即対応ができるような計画の樹立、また、それぞれの災害に応じた避難経路、避難場所を早急に町民に知らせる必要があると思いますが、町長はどうお考えかお聞きいたします。

また、2点目といたしましては、原子力発電のことをお聞きいたします。

国の組織である原子力安全委員会、原子力施設等防災対策の中での防災指針によりますと、10キロまでが警戒区域、いわば立入禁止区域に設定されて、当然石川県並びに志賀町の防災計画の中でも国の指針に基づき、10キロまでが警戒区域になっておりますが、現実、福島第一原発の事故状況では20キロまでが警戒区域に設定され、30キロまでが一部避難区域にも指定されるとともに、魚介類なり農作物、家畜などにはかなりの放射能被害が出ております。人ごとのようには思えません。

この福島原発を志賀原発に置きかえた場合、20キロまでの範囲では国道415号N T N近くの交差点まで来ます。30キロの範囲では免田駅までが被害想定エリアに入ります。いわば宝達志水町全体が被害想定区域に入ります。このことを十分に重んじ、今後町長はどのような対応策をお考えかお聞きいたします。

また、3点目といたしまして、このたびの東北地震の被災者の受け入れ対策、当然うちの町の空き家、あるいは町営住宅、雇用促進住宅、廃止施設などたくさんの施設があるわけですが、それらの斡旋状況、そして現在での受け入れ状況をお聞かせください。

続きまして、2点目といたしまして、駐車場の整備についてお聞きいたします。

樋川小学校裏の水田を平成17年1月合併前に多目的駐車場用地として2,456平米、約743坪あるわけですが、それを町が購入いたしました、いまだ整備が進んでいない状況で

ございます。現在でも樋川小学校・南部保育所の運動会、あるいはいろんな行事の中では町道あるいは農道に多数の車が駐車し、大変危険な状態にあります。

このような状態を一日も早く回避できるよう、財政的に厳しい時期ではあると思いますが、既に購入して6年が過ぎております。子供たち、また保護者の安全を考えるなら早期着工を望みますが、今後の整備計画をどうお考えか町長にお聞きして、私の質問を終わります。

○議長（北本俊一君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 土上議員の御質問にお答えいたします。

1点目の町の地域防災計画の見直しについてであります。本町の地域防災計画は平成19年に作成したものでございます。

当初は、平成24年度までに見直す予定でありました。3月11日に発生した東日本大震災、あるいは東京電力福島第一原子力発電所の事故を受けまして、地域防災計画の見直しに向けて、現在データ収集等のスピードを速めていきたいというふうに考えておるところでございます。

具体的な見直しの時期につきましては、国の中央防災会議、あるいは県の防災会議などの審議結果が出てからということと考えておりまして、早い時期での見直しをできるだけ早く進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

次に、原発の対応策についての御質問であります。本町の地域防災計画は、原子力災害対策計画が一応示されております。

災害予防対策といたしましては、住民に対する原子力防災知識の普及、情報通信体制の整備の2項目が示されております。

また、災害応急対策として、情報収集、住民への周知、風評被害の軽減、相談体制整備の3項目が示されております。

現行の石川県地域防災計画においては、防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲は、半径10キロメートル範囲の志賀町及び七尾市となっております。

本町は、当該地域には該当しておりませんが、町民の安全・安心を確保することが最も重要と考えておりますので、住民に不安感を与えることのないように、十分配慮しながら対策を講じてまいりたいというふうに考えております。

次に、東日本大震災の被災者の受け入れについてでございます。

緊急的、一時的に町営住宅等を貸し出しできるようにしているところでございます。今のところ、被災証明を受けて町営住宅等に入居している方はございませんが、本町に実家があるということで、福島県から自主避難されてきた1世帯については把握しているところでございます。しかしながら、町営住宅等はまだ利用されておられない状況でございます。

2点目の駐車場の整備についてであります。樋川小学校の体育館に隣接する当該地につきましても、御承知のとおり、合併直前の平成17年1月に水田2,456平方メートルを駐車場に整備する目的で、町が土地開発基金により先行取得いたしましたものであります。

周辺は樋川小学校をはじめ、南部保育所、簡易野球場、白虎山公園などの公共施設が集積しておりまして、子供たちの明るい声が聞こえる賑わいのある場所でございます。

こうした環境から、各施設でのスポーツやイベントなどの開催時には、駐車場不足から慢性的な路上駐車が多く発生し、農作業や交通安全に支障をきたしているとの議員の御指摘はそのとおりでございます。

そこで、今後の当該地の整備計画についてでございますが、町はこれまでに公共工事の残土を活用しまして、徐々に埋め立てを行ってまいりました。その結果、現在はかなり埋め立てが進みまして、道路から直接一般車両も乗り入れできるような状態にまで埋め立てが進んでおります。

こうしたことから、最近の施設全体における行事開催時の駐車状況などを改めて調査した上で、整備方針を明らかにしてまいりたいというふうに考えております。

仮に駐車スペースとして整備いたしますと、規模的には80台前後の駐車が可能となり、御指摘の路上駐車解消が図られるものと想定しております。周辺一帯は軟弱地盤であることから、地盤改良などによる環境に影響されない慎重な対応が求められておりますので、町が計画を持っております先行取得した土地であることから、今後の財政状況の推移を見ながら、当初の目的に沿った形で整備ができるように努力してまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

○議長（北本俊一君） 3番 土上 猛君。

〔3番 土上 猛君 登壇〕

○3番（土上 猛君） ただいまの答弁の中で、まず原発の関係では、やはり隣接の羽咋20キロ圏内はもう既に行動を起こしております。当然、安全協定なりいろんなことに対する行動をもう起こしておりますが、30キロは圏外でかやの外と言わずにやはり積極的に

町長みずからも、やはり我々議員もいろんなことで勉強しなくてはいけないと思いますが、積極的な活動をまた今後望みますので、そういうことで町長に今後まだまだ活動していただきたいという思いでおりますので、お願いいたします。

○議長（北本俊一君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 今ほどの御質問でございますけれども、災害対策基本法には、市町村地域防災計画は防災業務計画、これは国の計画でございますし、また、都道府県の地域防災計画に抵触するものであってはならないということで、これは災害対策基本法の第42条第1項に規定されております。そういうことで、県の防災計画に沿ってつくらないと、市町村の防災計画をつくっても県の承認はいただけないということになりますので、これはやはり整合性がとれたものということになりますので、県の状況を見て改正すべきものは改正してまいりたいというふうに考えております。

それで、県の見直しを待っておりますと遅くなりますので、現時点ではできるだけ早くやるようにということで、見直しに必要な避難場所、あるいは危険箇所のデータ収集等を現在早めておるところでございます。そういうことで、国・県の計画待ちというような状況で、データ収集に鋭意努力して対応してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（北本俊一君） 次に、2番 久保喜六君。

〔2番 久保喜六君 登壇〕

○2番（久保喜六君） 久保喜六でございます。

防災関連の質問が続くと思いますが、御了承ください。私も防災関連の質問をさせていただきます。少し先ほどの土上議員とかぶる点もあるかもしれませんが御了承ください。

去る3月11日に起きました東日本大震災ですが、確か3月11日というところちょうど3月議会の最終日だったと思います。この議場もかなり長い間揺れたなということを思い出します。

報道で皆さんも御存じのように、日が経つにつれ、その想定外の地震のすごさが浮き彫りになっていき、今ではこの日本の大きな社会問題になっていると思います。このことを踏まえて質問させていただきます。

先ほど町長の答弁にもありましたけれども、ちょっとかぶる形で申しわけございませんが、3月議会で私が質問させていただきました避難場所の件ですが、今回の震災もあり、

見直しが急務と思いますが、前回、町長も見直しが必要とおっしゃられたと思います。現在、この件に関して進捗状況をまず一つ教えていただきたいと思います。

次に、町内にあるダム、ため池等に関して質問させていただきます。

当町には、子浦川防災ダム・新宮ダムを含め131カ所のため池等があると聞いております。今回のような地震が起きたとき、ダム、ため池等の決壊が起こると山から土石流という形で町に襲いかかってくると懸念されます。

今回の東日本大震災は津波の被害が大きかったですが、当町に関しては、山から大量の水が決壊するとどっと押し寄せてくるというような被害の想定も踏まえて、子浦川防災ダム・新宮ダム、他の地域のため池の安全管理と危機管理はどのようになっているか教えてください。

また、町の管理ではない2つのダムに関しての関係諸団体との連携等もわかれば教えてください。

最後になりますが、今年度の町の総合防災訓練についてお聞きします。

今回の震災もあり、町民の防災意識は高まっていると思います。今回の総合防災訓練は、この3月11日の震災の教訓、または昨年度の実績や反省点も含めた訓練になっているか教えてください。

以上です。

○議長（北本俊一君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 久保議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の避難場所の見直し等についてであります。本町の地域防災計画では避難施設が22施設、それに避難地18カ所が指定されておりますが、既に用途を廃止した施設もございます。そういうことで、地域ごとの避難場所等について現在調査をしておるところでございます。避難場所をよく知っておられるというのは、やはり地元の皆さんでございますので、皆様方の御意見等も聞きながら進めてまいりたいというふうに感じておるところでございます。

進捗状況でございますけれども、今のところは各集落の標高、低いところと高いところと平均的なところと各集落の一応全部、それから、現在131ある農業用ため池、ダムの2個も含めますけれども、それが万が一決壊した場合の被災が予想される集落の戸数等について、データの的には一応調べたというふうな状況でございます。今度は周知する場合の

電波の届くような状況等もこれから調べていかなきゃならぬとは思っておりますけれども、今のところは集落と農業用ため池の調査はほぼ終わったような状況でございます。

それから、2点目の町内にある防災ダムについてでありますけれども、この子浦川防災ダムは、本町一の貯水量66万9,000立米を今有することができるダムでありまして、洪水調整のための防災対策として、また、農業用水の供給を目的とした多目的ダムとして昭和32年に建設されております。現在までにかんがい受益者への流量の調整に大きな機能を発揮している有効なダムでございます。

梅雨時期や年間を通して大雨注意報・警報が発令された場合に、管理者であります邑知潟土地改良区がダムの水量を調整し、洪水被害を未然に防止しているというところでございます。

その他のため池につきましては、農業用水を確保するためのものでございまして、これまで集落の方々によりまして維持管理されております。大切に今のところ守られてきておりますし、特に被害も出ておらないという状況でございます。しかしながら、地震等でいつ決壊することもあるかもわかりませんので一応危険度を、これは県の段階でABCということでランク付けで調査は一応終わっておりますので、それらを参考にしながら町の防災計画も進めてまいりたいというふうに思っております。

これまでも毎年、農地防災点検によりますため池調査を実施しております。これは県と共同で安全管理に努めておるところでございます。石川県では、ため池を管理する集落と一体となりまして、緊急時の管理体制や連絡体制を規定した「ため池管理体制の整備の手引き」というのを作成しております。

本町におきましても、平成20年度にモデル地区といたしまして選定された菅原池ほか3カ所のため池を対象に、また平成22年度にも3カ所のため池を対象に手引きが作成されております。

この手引きには、ため池の日常の管理や緊急時の応急措置、住民への連絡、避難体制を想定したため池の管理体制等が示されておりました、それにあわせまして、ハザードマップも作成しており、被害想定範囲や指定避難施設、また災害・避難情報の伝達図などを示すことによりまして安全管理に努めているところでございます。

今後も、その他のため池について、順次、手引きを作成するとともに、住民に広く周知するなど、危機管理・安全管理の強化に努めまして、住民の方々が安心して安全な生活を送ることができますように努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、子浦川防災ダムと新宮ダムとの連携、安全管理についてであります。管理者による日々のパトロールによりまして安全管理に努めておりますほか、子浦川防災ダムでは、今年度からライブカメラによりまして監視を行っております。

また、管理団体との連携につきましては、洪水警戒などで管理団体が非常警備体制をとった場合には、直ちに県・町・警察への通知もしていただくことになっております。今後も連絡を密にとりながら、安全管理に努めてまいりたいというふうに考えております。

3点目の今年度の総合防災訓練についてでございますけれども、10月23日の日曜日に志雄運動公園で一応行うこととしております。訓練内容については、前年度の反省点を踏まえながら、煙体験、天ぷら油火災の消火訓練、あるいは水害が発生したことを想定しての避難訓練等の実践型の訓練を取り入れて実施する方向で消防署、消防団とも協議しながら検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（北本俊一君） 次に、4番 柴田 捷君。

〔4番 柴田 捷君 登壇〕

○4番（柴田 捷君） 私は、土砂災害などの自然災害と行財政改革についてお尋ねいたしますが、今ほど3名の方々の質問と重なる部分がございますら御答弁は結構でございます。

初めに、地球温暖化によりまして、異常気象や集中豪雨、あるいは台風の大型化や土砂災害のリスクの増大が予測されており、近年では平成20年の浅野川の氾濫、羽咋川上流域の土砂災害など、自然災害が多くなっているようであります。

本町では、幸いにも最近は大規模な災害を経験しておりませんが、いつ災害が起きるとも限りません。緊急の災害対策が急がれます。このことを深く意識し、災害対策の取り組みを強化し、町民の生命と財産を守るよう強く要望いたします。

そこで、土砂災害と水害対策に分けてお尋ねをいたします。

まず、土砂災害についてであります。

本町におきましては、がけ崩れ、土石流、あるいは地滑りなどの土砂災害が発生するおそれのある場所が多く、この区域における土砂災害を防止し、住民の生命を守る対策を早急に行わなければなりません。

私の住む地域は、土砂災害警戒区域に指定されており、自分なりには自覚をしておりますけれども、警戒区域の住民は理解しているのか心配です。そこで、土砂災害警戒区域等

の区域指定についてお聞きいたします。

1点目は、この区域については、町長の意見を聞いた上で指定がなされ、区域には土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域の2種類がありますが、どのような基準で指定されたのでしょうか。また、区域指定の違いをお聞きいたします。あわせて、本町では何カ所指定がなされ、今後、増えることがあるのでしょうか、お聞きをいたします。

2点目は、ある町での話ですが、警戒区域に住む方が、自分の住みなれた土地で家を建てたいと申請いたしましたら、そこは建てられない。建てるのであればこうするようにと厳しい条件がつけられたとの話をお聞きいたしました。特別警戒区域では建物の規制があるということですが、どのような規制があるのでしょうか、お聞きをいたします。

3点目は、土砂災害警戒区域は、急傾斜地の崩壊などが発生した場合に、住民等の生命や身体に危険が生じるおそれがあると認められる区域でありますから、危険の周知や警戒避難体制の整備を急がなくてはなりません。町としての義務もあり、具体的にどのような対策を実施されるのかお聞かせください。また、この区域に生活されている住民に、何らかの特典があるのでしょうか、お聞きをいたします。

4点目は、先ほどお尋ねいたしましたように、建物の規制があり、建てかえも新築もできないようですが、指定区域から出ていかざるを得ない状態になっているのではないかと考えておるわけでございます。

これらの区域の多くは、中山間地の集落に集中しており、集落の存続すら困難になりかねない事態です。町なり県が整備することによって、特別警戒区域の指定除外ができるのでしょうか。町と県が連携をとり、役割分担を行い、対策工事の早期実施をお願いしたいと思います。県が工事をしない地域については、町で工事を実施すべきと思いますが、お考えをお聞きいたします。

次に、水害対策についてであります。

1点目は、本町には子浦川をはじめ多くの河川がございます。住民が、みずからが住む地域の水害に対する危険度を認識し、水害時に迅速に避難活動を行うためには、洪水ハザードマップは不可欠であります。当町全体の洪水ハザードマップの作成はどのようになっているのかお聞きをいたします。

2点目は、河川ごとに通報水位、警戒水位が定められており、水位の状況に応じて地域住民などに避難行動の情報を伝達することが極めて重要になります。サイレンによる水防信号と信号の意味について、地域住民や消防団員、あるいは関係者に理解されているので

しょうか、お聞きをいたします。

3点目は、水害では急激な雨量、河川の水位の変化に伴い、的確な情報の収集と伝達が何よりも大切になります。多くの方が利用している携帯メールを利用する、緊急情報のメール配信サービスの導入について考えをお聞きいたします。

東日本大震災で、防災無線を通して避難の呼びかけを行い、津波で命を落とされたとの報道は、余りにも生々しく、心に響くものがございました。本町にも防災無線の必要性を強く感じたところがございます。防災無線の整備を急ぐべきと思いますが、考えをお聞きいたします。

次に、行財政改革についてであります。

今年3月に第二次宝達志水町行財政改革大綱のほか、大綱に関する計画、方針等が示され、今年度から5カ年の実施計画のもとでの取り組みが公表されました。

これからの5カ年は、財政の健全化を進める上で重要な時期であります。行財政改革を中断することなく推進することが重要と考えております。

今年度、一般会計における人件費は歳出の18%を超え、厳しい財政状況の中にあって今後とも人件費を抑制し、経常的な行政コストを下げ、効率的で効果的な行財政運営が求められております。

本町の職員を取り巻く環境は、合併に伴う退職者の不補充、新規採用者の抑制、大量退職者後の人材不足、地方分権による権限移譲に伴う事務の増大など、多くの課題がある中で改革に取り組まれている執行部、職員の方々に改めて敬意を申し上げたいと思います。

そこで、今回示されました第二次宝達志水町定員適正化計画についてお尋ねいたします。

1点目は、本町における職員数と臨時職員数をお聞きいたします。あわせて、法令等によって配置基準が定められております病院事業、保育所を除く人数もお尋ねいたします。

2点目は、適正職員数と数値目標の考え方をお聞きいたします。病院事業、保育所を含めない考え方もお聞きしたいと思います。

3点目は、今後の職員採用の考え方、及び来年度の職員募集の概要をお尋ねいたします。

4点目は、来年度平成24年度から26年度にかけ多くの退職者が見込まれておりますけれども、退職後の人材不足と実務上のノウハウが十分承継されないのではないかと懸念をしており、人材の確保と育成を図ることが重要と考えております。職員の育成に合わせ、定年退職者の再任用も必要になってくると思いますが、考えをお聞きいたします。

5点目は、臨時職員の雇用についてであります。

町民から、不自然な雇用があってはならないとの意見が寄せられており、お聞きをいたします。一般的には、町臨時職員登録者からの雇用とハローワークを通じた緊急雇用があると考えておりますが、病院事業及び保育所以外の臨時職員の雇用実態をお尋ねいたします。

以上で私の一般質問を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（北本俊一君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 柴田議員の御質問にお答えいたします。

まず1点目でございますが、土砂災害警戒区域とは、土砂災害の発生のおそれのある区域で、町がハザードマップを作成するなどの警戒避難体制の整備を行うこととなっております。土砂災害特別警戒区域は、土砂災害警戒区域の中で、特に建築物の破損、あるいは生命に著しい危害が生ずるおそれのあると認められる区域であります。

本町における警戒区域は18カ所、そのうち特別警戒区域は15カ所が指定されております。箇所数については、県において現在4割程度の現地調査を行ったとのことでありまして、増えることもあり得るといふふうに想定いたしております。

2点目の土砂災害特別警戒区域内での建物の規制についてであります。特別警戒区域においては建築物の構造規制のほかに、宅地分譲及び災害時要援護者関連施設等のための開発行為に関する許可や、建築物移転勧告などがあります。

詳細につきましては、所管課長から御説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

3点目の特別警戒区域における対策についてであります。平成19年度から石川県砂防課が町内における土砂災害警戒区域の状況把握のために、随時現地調査を行っております。その結果に基づきまして町が土砂災害ハザードマップを作成し、町民の皆様にご覧いただき、土砂災害のおそれのある箇所と避難場所をお知らせすることといたしております。

特別警戒区域の特典といたしましては、他の地区よりも早く防災工事をしてもらえるほか、移転時に融資などを受けることができることになっております。

4点目の町や県が整備することで特別警戒区域指定の除外ができるか、石川県が実施しない地域については、町が工事を行うべきではないかの御質問でございます。これにお答えいたしますが、土砂災害防止法は、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、既存住宅の移転促進等のソフト対策の推進を目的として制定さ

れております。

防災工事が必要な箇所が県内に非常に多く、石川県では、いわゆる災害時に特に配慮が必要な方が利用される施設がある場所を優先的に対策を実施しているところであります。その防災工事が終われば、施設の効果がある部分については特別警戒区域の指定が解除されるということになっております。

この防災工事については、これまで町内でも行われておりますが、多大な費用と地元負担が必要であることから、県の開発・建築指導や町の避難体制支援のソフト対策のほうをまずしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に、水害対策についての1点目の御質問であります。当町の洪水ハザードマップの作成状況は、平成20年3月に石川県中能登土木事務所と共同で子浦川のハザードマップを作成いたしました。

議員御指摘のように、住民避難活動には不可欠であるとの認識は十分承知いたしてございまして、地域防災計画の見直しに合わせまして優先順位を検討し、各種ハザードマップ作成に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に、避難行動情報の伝達が極めて重要であるとの観点から、携帯電話による緊急情報メールの配信サービス導入を考えてはどうかとの御質問であります。携帯電話による情報提供の必要性は認識しているところでございます。また、最近では、ショートメールによっても情報伝達が可能であることも承知いたしておるところであります。

次に、防災無線の整備を急ぐべきとの質問でございますが、防災における情報提供、避難指示、避難勧告など緊急を要するため、正確性とスピードが大変重要となっております。

現在、その周知方法として、広報車とサイレン吹鳴によることとなっております。しかし、サイレンの吹鳴方法は、議員御指摘のとおり、火災・水害・避難など複雑であります。

そこで、周知方法の充実・多様化を求めて、今年度において同報系防災行政無線の整備に向けまして基本構想の着手、地域防災計画の見直しに合わせまして基本設計に着手してまいりたいというふうに考えております。

次に、職員の定数適正化計画に関する1点目の御質問であります。平成23年4月1日現在の職員数は251名、臨時職員は93名となっております。このうち、病院事業及び保育所を除いた職員数は144名、臨時職員は19名となっております。

議員御案内のとおり、本町では合併以後、財政の健全化に資するために、組織・機構の見直しを行いまして、また、勧奨退職制度の活用や一般事務職員の新規採用計画の凍結な

どによりまして、職員数の削減に努めてまいりました。

しかしながら、本町の財政状況は依然として厳しい状況にありまして、限られた財源の枠内で住民福祉の向上を図るため、最小の職員数で最大の効果を上げられるように、第2次定員適正化計画を策定いたしましたものでございます。

2点目の適正職員数と数値目標であります。職員数を比較する目安といたしまして、人口規模や産業構造が類似した自治体の平均値から算出した類似団体指数がでございます。定員適正化計画では、類似団体並みの職員数となるよう目標を設定しているものでございます。

その数値は、実施している事業にばらつきがあります。病院事業など公営企業部門を除いた数で比較いたしますと、平成22年4月1日現在の数値で申し上げますと、類似団体職員数129人に対しまして、本町職員は168人であり、39人の超過となっております。

このうち、保育部門を除いて比較した場合には、本町職員数125人に対しまして類似団体職員数は111人で14人の超過ということになっております。平成27年度においては、類似団体並みの113人となるよう計画しているところであります。

3点目の今後の職員採用の考え方、及び24年度の職員募集については、定員適正化計画に基づきまして、5年間で25人を採用する予定であり、職員数の削減を図りつつ、中高年層に偏った現在の年齢構成の平準化を踏まえ、毎年一定数の採用を行うこととしております。

24年度については、世代間の空白を埋めるため新たに職務経験者枠を設けた上で、事務職6名、保健師1名、技能労務職1名の採用を予定しているところであります。

4点目の定年退職者の再雇用については、23年度に看護師職で運用したところであります。再任用の制度は、長年公務で培った知識、経験を活用してもらうことが大きな目標の一つでありまして、今後、事務職においても運用してまいりたいというふうに考えております。

5点目の臨時職員の雇用方法等については、多様化・高度化する行政ニーズに対応するため、資格を有する保育士、医療事務員などについて公募や登録制度の申込者の中から任用する方法のほかに、一般事務職については勸奨退職者が即戦力として期待できることから、臨時的に任用する方法もとっております。

22年度中、新規に雇用した臨時職員数は、申込者の中から、医療事務、保育士、バス運転手、介護認定調査員が各1人、それから看護補助3人、23年4月1日では児童クラブ指

導員、医療事務、学校用務員、看護補助各1人、勸奨退職者の中から一般事務職2人を雇用しております。

このほか、緊急雇用創出事業により、これまでに15人を雇用しているところであります。

臨時職員の雇用については、今後も、登録制度を利用するなど効率的な人材確保に努めてまいりますので、御理解を賜りますようによろしくお願いいたします。

その他については、所管課長から御説明させていただきます。

○議長（北本俊一君） 地域整備課長 谷川弘一君。

〔地域整備課長 谷川弘一君 登壇〕

○地域整備課長（谷川弘一君） 柴田議員の御質問にお答えいたします。

2点目の土砂災害特別警戒区域内での建物の規制についてであります。がけ崩れなどの土砂災害が発生した場合、住民の方が避難する時間を確保するために、法枠工や擁壁などの斜面对策を行うか、もしくは想定される土砂の力に耐えられるような建築物の構造としなければなりません。

具体的には、土砂が流入してくる面に、崩れてくるであろう高さまでコンクリートの壁などを作らなければなりません。

そのほかの規制として、居室を有する建築物の新築、改築、増築は都市計画区域外であっても建築確認が必要になります。

また、今まで住んでいなかった方が特別警戒区域とは知らずに土地を購入する場合もあることから、以下の規制がかかります。

住宅宅地分譲並びに社会福祉施設、幼稚園、病院といった災害時要援護者の関連施設の建築のための開発行為については、県知事の許可が必要になります。

宅地建物取引業者は、土砂災害（特別）警戒区域内の宅地または建物の売買などに当たり、買い主に（特別）警戒区域内にある土地であるということを説明することが義務づけられております。

がけ崩れ等が発生した場合、その住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれのある建築物の所有者、管理者、占有者に対し、安全な場所に移転するなどの措置について、石川県知事が勧告することができることになっております。

○議長（北本俊一君） 4番 柴田 捷君。

〔4番 柴田 捷君 登壇〕

○4番（柴田 捷君） 具体的な御答弁をいただきまして、ありがとうございました。

1点目の自然災害について、災害はいつやってくるかわかりませんので、これから梅雨にも入りますので、災害に対する万全の備えをしておかなきゃならないのじゃないかなというふうに思っております。

特に土砂災害の防止につきましては、警戒区域の調査がまだ完了していないということですので、早期に完了いただきたいということと、住民への説明、あるいは土砂災害ハザードマップの作成など多くの課題がございます。県と連携をとりながら町の力強い取り組みを期待したいと思っております。ぜひ住民の方々の声をしっかりと受けとめていただきながら、安全で安心な町づくりに取り組んでいただきたい、このように思っております。

以上でございます。

○議長（北本俊一君） 答弁はよろしいですか。

○4番（柴田 捷君） 答弁はあればお伺いしたいと思います。

○議長（北本俊一君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 柴田議員の再質問にお答えいたします。

確かに土砂災害ということになりますと、予期せぬところに流れるということもございます。今月の26日にも町の土砂災害防災訓練が開催されるということでございますので、いろんな訓練を積みながら、住民の方々にも周知しながら取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（北本俊一君） 一般質問の途中ですが、昼食のため暫時休憩いたします。

なお、午後は1時より会議を開きます。

午前11時55分休憩

午後1時04分再開

○議長（北本俊一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、9番 守田幸則君。

〔9番 守田幸則君 登壇〕

○9番（守田幸則君） 貴重なお時間を拝借し、私から2点についてお尋ねをいたします。

まず初めに、窓口業務の充実・時間延長についてであります。

役場が開庁している平日の時間帯は、午前8時30分から午後5時15分までであります。

働いていらっしゃる住民の方もほぼ同じような時間帯であろうかと思えます。

したがって、そういった勤労者の方が自身で公的証明書の発行などを受けることは、平日の勤務日には難しいのではないかとお考えです。しかし、役場職員の中で、例えば午後7時ぐらいまで勤務時間を延長することにより、各種公的書類を受け取ることができるようになることも考えられます。

そのような時間延長勤務の当番になった職員は、その日の出勤時間を2時間ほど遅くすれば、若干の勤務規則の変更は必要かもしれませんが、あえて残業手当を支払う必要もありませんので、特別に人件費の増にもなりません。実際に他県の自治体ではこのようなことを実施している例もあるようでもあります。

当町における職業形態も以前とは大変変わってきており、夫婦とも会社勤めされている世帯の占める割合が多くなりつつある状況の中で、働いていらっしゃる住民の方に対する行政サービスの一環として、このような仕組みを検討し実施すべき時期に来ているのではないかとお考えですが、平日における役場窓口処理業務の時間延長に対してどのような見解を持たれているのかお尋ねをいたします。

また、現在、休日については、主に届け出に関する受付業務のみ処理されているということですが、ある住民の方から、役場が休みのときでも住民票や印鑑証明、所得証明などの発行をしてもらえたら、わざわざ平日に会社に休みをもらって取りに来なくてもよいのというようなお話がありました。

確かに住民票や印鑑証明、所得証明などの発行に要する時間はわずかな時間ではありますが、町外の職場で働いている方にとっては、ちょっと昼休みに済ませるわけにはいかないようでもあります。ですから、役場からの公的発行書類が必要になったときには、一般の会社員は平日の役場開庁時間帯の中で会社から休暇をもらって取りに来ることになります。

昨今の民間会社の実情としては、できれば人員整理をして身軽になりたい組織が少なくないという現実もあるようですので、大した用事でもないのに平日に会社を休むということは、その人の査定にも響くこともあるというようなお話も聞いたことがあります。

要するに、会社員は平日にはなかなか会社を休みづらい面があるようでもあります。役場の窓口業務というものは、住民に対するサービスという品物を販売しているという視点に立つとするならば、一般の方は休日にこそ買い物に行く機会が多いはずですので、利便性の確保という観点から、休日業務を充実させていくということなども、今後の役場業務の充実策の一つとしてとらえていただきたいと思います。いかがでしょうか。

役場の閉庁日にも、現在実施されている届け出に関する受付業務以外の公的書類の発行業務の実施に対するお考えについてもお聞きをいたします。

また、これに関連して独居老人や老老世帯に対しての窓口サービスについてお伺いをいたします。

家庭構成も変わり核家族化が進み、高齢者世帯、老老介護などを余儀なくされている御家庭が町内でも数多く見受けられます。そうした方々の中には、近くに身内がいらっしやらない方もおりますし、足腰が弱くなって動けなくなったり、持病があったりして窓口まで来られないときがあります。

民生委員の方々が継続的な見守りをされておりますが、生活支援などを含め独居老人や老老世帯の方々を少し支援することにより、1人で生活できる高齢者が安心して明るい生活ができるよう、新しい高齢者サービスとしての観点から、職員もそうした世帯を回り、民生委員と連携をとりながら、安否確認も含め、窓口サービスの代行や、さらには買い物などのお手伝いなどができないかをお尋ねいたします。

次に、午前中の土上議員の質問と重複する点もあるかもしれませんが、原発事故、放射能汚染対策についてお伺いいたします。

去る3月11日14時46分18秒、三陸沖を震源とした国内観測史上最大のマグニチュード9.0を記録した巨大な東日本大震災は、震度7の非常に激しい揺れと15メートルを超える津波をもたらし、未曾有の大災害となっております。

また、この地震と津波による被害を受けた東京電力福島第一原子力発電所の事故によって、放射能物質が大気中に放出されたことによる環境汚染の問題が非常に大きくなっており、いまだ収束の見込みも立たず、先の見えない厳しい状況が続いております。

このことにより、全域が計画的避難区域に指定された福島県飯舘村は、5月15日から全村避難を開始いたしました。同村は東京電力福島第一原子力発電所から北西に約30キロから50キロ圏内に位置し、一部が屋内退避区域の30キロに入っている村であります。地震発生1カ月後の4月11日に小学校の校庭の放射線調査を行ったところ、最も高かったところで毎時18.2マイクロシーベルトを記録するなど、周辺より高い数値が出たそうであります。

御案内のとおり、石川県内では、当町の近隣、志賀町に北陸電力志賀原子力発電所がありますが、同所の事故として有名なところで、1999年6月18日の臨界事故と検査記録を改ざんするなどの隠ぺいをはじめ、2007年3月、能登半島地震により使用済み燃料貯蔵プー

ルの水が約45リットルが飛散する事故など、志賀原子力発電所では21件の不適切な事案が判明し、現在も停止しております。

当町は、志賀原子力発電所からの一般的避難区域である20キロには地図上では入っておりませんが、最南端、かほく市二ツ屋地区との境、大海川橋付近で30キロとなっております。今回発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故のようなことが起これば、町内全域が屋内退避区域となりますし、風向きによっては福島県飯舘村のようなことも考えられます。

このような場合における国・県はもとより、北陸電力からの情報入手、住民への屋内退避や避難誘導など情報伝達が大切であると思いますが、一体当町ではこういったシミュレーションを想定しているのか。また、当町には放射能測定器などの機材はあるのか。環境汚染放射線数値は当町ではかったことがおありなのか。

これに関連し、先ほども申し上げましたが、志賀原子力発電所ではたびたび停止するなどしておりますが、そういった際、町当局には北陸電力から報告などはなされていると思いますが、どのように報告がなされているのか。そういった情報を町民の方々へ伝えることも必要だと思いますが、いかがでしょうか。

放射性物質という見えない敵から町民を守り、安全・安心な生活が送れるよう努めることが町の責務だと考えられますが、いかがでしょうか。

町長及び関係課長にお伺いをし、私の一般質問を終わります。

○議長（北本俊一君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 守田議員の御質問にお答えいたします。

1番目の窓口業務の延長と休日業務における窓口業務の実施についてであります。勤務などの関係で時間内に窓口へ来られない方への窓口業務をいかにして改善、充実していくかは大切な問題であると認識しております。

この対策の一環といたしまして、現在、窓口業務の中で、とりわけ件数の多い住民票、印鑑証明、税に関する諸証明の交付については、窓口へお越しただけでない方のために、業務時間内に電話やファクスでこれらの申し込みをしていただければ、時間外に役場の当直者からお渡しする時間外交付サービスを実施いたしております。

しかし、窓口には、時間外交付サービスでは対応できない戸籍関係などの書類交付やさまざまな届出書の受け付けなど、多岐にわたる内容の業務がございます。これらの窓口業

務に対応するには、時間延長や休日での業務実施は有効な方法であるという認識はいたしております。

ただ、業務に携わる職員の出勤時間、それから配置などの体制整備が大きな課題となってくることから、現状ではすぐ取り組むことはできませんが、今後、窓口業務の充実、改善を図っていくために、どのような方法がいいか調査し改善に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、独居老人や老老世帯に対しては、特に町職員が出向いてのサービスは行っておりません。これらの方々には、民生委員による見守りを行っていただいているのが現状でありまして、民生委員の皆様と意見交換しながら、ニーズを把握した上で可能なサービスを提供してまいりたいと思っております。

2点目の原発問題に関する御質問であります。

原発事故が起こった場合のシミュレーションについてであります。現在の町の地域防災計画では、防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲であります半径10キロメートルの範囲外でありますので、想定は本町においてはいたしておりません。

しかし、近いうちに見直しされる県の地域防災計画を踏まえまして、町としても見直しを行ってまいりたいと考えております。

次に、放射能探知機についてであります。当町では観測施設や器具はございません。また、測定機器も所有しておりませんので、今のところはないことはございません。

最後に、北電からの説明についてであります。御承知のとおり、平成19年3月に臨界事故隠しが明らかになった後は、当町にも北陸電力から情報が一応提供されるようになってきております。

また、今後の原子力発電の安全対策につきましては、石川県町長会として、国に対して徹底的な原因究明を行い、国の安全規制のあり方を抜本的に見直すこと、住民への情報提供を迅速に、かつ、正確にわかりやすく公開・伝達するよう体制を見直すことなど、全4項目にわたって万全の対策を講ずるよう強く要請していく所存でございます。

なお、詳細につきましては、所管課長から御説明させますのでよろしく願いいたします。

○議長（北本俊一君） 環境安全課長 栗原政典君。

〔環境安全課長 栗原政典君 登壇〕

○環境安全課長（栗原政典君） 守田議員の御質問にお答えします。

志賀原発から10キロメートル範囲内に石川県が設置している観測局は、志賀町に7カ所、七尾市に2カ所の計9カ所でございます。北陸電力が原発敷地内に7基のモニタリングポストを設置しております。

このほか、一部重複しておりますが、3カ月ごとの積算線量測定ポイント、そういうものが県が設置したのが33カ所、それから北陸電力が設置した12カ所、これだけがあります。

放射線の測定器は宝達志水消防署にございますが、モニタリングを行う施設などは町では保有してはおりません。

通常時の放射線量ですが、私たちは絶えず放射線の一種である宇宙線にさらされており、大地や食べ物にも微量の放射性物質が含まれております。場所・時間によって数値は異なると思いますが、通常時の石川県における大気中の放射線量は時間当たり0.0291から0.1275マイクロシーベルトであります。新聞には中部9県における前日の最大放射線量が発表されているところでございます。

以上です。

○議長（北本俊一君） 9番 守田幸則君。

〔9番 守田幸則君 登壇〕

○9番（守田幸則君） 窓口業務の充実については、現在、電話またはファクスでの連絡があれば受け付けているということではありますが、なかなかこれも町民に知られていないのも現実でなかろうかなと思いますし、まだまだこの景気が上向きになってきていない中、先ほども申しましたが、共働きの方々にとっては少しの時間でも会社を休む、または休憩をとることがなかなか難しいといったのが現状であり、このような時間延長や休日業務をすることにより、少しでも働いている方々の手助けや、またこれからの若い人たちが働きやすい生活がしやすい環境、そしてまた公的証明書に加え、各申請書類なども時期的によって多くなる時期もあると思います。

そういったことを町民が申請、または受け取りをしやすいように、一日も早く考えてあげるのも行政の努めでないかなと思いますし、時期的な問題、また季節的な問題も考慮してそういった時間帯なども考えるのも一つの手段でないかなと思いますので、お願いをしたいなと思います。

また、独居老人、老老世帯の、またあわせて障害者をお持ちの方を含め、見守ってあげなくてはと思う中、昨年度の安心生活創造事業で主に高齢者の見守り事業のアンケートでは、今は大丈夫だけれどもこれからが心配といった声が多かったかに記憶をしております。

そのこれからというのは、いつの時代なのか、いつの時期なのかは別として、その心配を少しでも安心に変えていくためにも、今からでも民生委員の方々だけでなく、職員も連携をとりながら一緒に高齢者の方々を見守ってあげることが大変重要な時期になってきているのではと思いますし、こういったことが高齢者の方々が安心して過ごせる町づくりにつながっていくものだと思いますし、質問をいたしましたので、このことに対しても前向きに考えていっていただきたいなと思います。

また、原発の問題においては、放射能測定器が消防署にあると。けれども当町には持っていない。持っていないからはいかれないではなくて、安いものから高いものまであります。ないならば買う方向に考えればいかがかなと思いますし、また、先般の新聞報道でモニタリングポストのことが出ておりましたが、私は当町にもそういったモニタリングポストの設置が必要であると思いますが、これについてはいかがでしょうか。

また、町長は、5月23日から町政懇談会を行ってきておられますが、恐らくは原発の話も出ていると思います。今現実として、国の原子力防災指針で原発から8キロから10キロとされているEPZをはるかに超えて、20キロ以内は立入禁止、20キロから30キロ圏内では圏外退避や屋内退避となっております。

当町は20キロから30キロ圏内に位置しております。国・県の推移を見守るのも大事かもしれませんが、今現実として町民の関心が大変高いということをとらえるならば、町としてしっかりとした考えを持っていく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（北本俊一君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 守田議員の再質問にお答えいたします。

今ほど窓口業務の充実についての御質問でございます。

高齢者、弱者の方を含めまして、これは窓口業務の充実というのは大変重要な課題の一つでございます。これも職員が絡む問題ということになってきますと、やはり人件費の問題とかいろんな問題が出てきますので、どうしたら住民の方々の利便が図られるような交付方法がとれるか、これにつきましては、できるだけ早い時期に改善の方法を調査いたしまして取り組んでまいりたいというふうに考えております。

それから、原子力発電所の関係でございますけれども、これは先ほど土上議員にお答えしたように、市町村の地域防災計画の作成に当たりましては、やはり国の防災業務計画、あるいは県の地域防災計画との整合性をとらなきゃならないという法律的な制限がござい

ます。町独自で20キロにする、30キロにするということは、これはできませんので、国の計画の見直しに対応した、結果的には整合性をとりながら進めていく必要がございます。

そういうことで、遅れております国・県の見直し作業でございますが、それができ次第、すぐ町の防災計画も見直しできるように、差し当たりは基礎データの収集に努めておるといのが実態でございます。

いずれにいたしましても、この地域防災計画の見直しというのは、災害対策基本法に触れる問題でございます。これはやはり国・県、町、これは整合性がとれたものでなければなりませんので、どうしても国・県の方向性ができない限りは町の見直しはできないというような状況になっておりますので、御理解を賜りたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（北本俊一君） 次に、12番 小島昌治君。

〔12番 小島昌治君 登壇〕

○12番（小島昌治君） 私は、日本共産党宝達志水町委員会を代表して、東日本大震災の現地の復旧支援と大震災から導き出す教訓について質問いたします。

まず、今回の災害で亡くなられた方々に深い哀悼の意を表します。また、震災後、明日で3カ月が経つとうというのに、被災者となっていてまだ厳しい生活を送られている皆さんにも心からのお見舞いを申し上げるものであります。

私は、先月末4日間、県内の日本共産党の県会議員や市会議員、町会議員らとともに、自家用車で岩手県釜石市と同県大槌町に災害救援ボランティアに行っていました。

ボランティアの中身は、被災された方々の要望調査と、全国から私たち日本共産党が集めている支援物資をフリーマーケットという形で被災された方々に届けるという活動であります。

御存じのように、釜石市は半分が津波で大きな被害を受け、海からの距離が遠かった半分のところが町が残っているという状況でありました。大槌町は、人口比で1割の方が亡くなったところであります。

市の職員、町の職員の方々も被災され、また、亡くなられた方が非常に多く、住民へのきめ細かな援助ができていませんでした。そのすき間を私たちボランティアが被災者の意見を聞いて、きめ細かな支援をしてきました。こういう援助がなければ生活の再建、希望が持てる明日に向かっていけないと思いました。私たちの援助に頑張る勇気がわいたという言葉が寄せられました。

被災された方々の要望は、時とともに変わっていくと思います。しかし、形は変わっても被災者の皆さんの思いを共有して、寄り添った支援活動の必要性は長期にわたると思います。

また、福島第一原発の被害を受けた周辺数十キロに及ぶ、そこに住んでおられた数万、数十万という方々は長期にわたり故郷を離れなければならなくなるでしょう。肉親を亡くした苦しみだけでなく、近所や町内、親戚、職場などで支え合ってきたコミュニティから離れなければならない方も多くおられることだと思います。

被災して故郷を離れなければならなくなった方々が、日本国内のどこに避難しても温かく迎えられる場所にならなければなりません。宝達志水町もそういう場所になろうではありませんか。今回の震災で被災された皆さんが生活再建できるよう宝達志水町も力を尽くそうではありませんか。また、今回の震災の教訓を防災に強いまちづくりに生かそうではありませんか。そういう立場で一般質問を行います。

まず、救援するにしても教訓を導き出すにしても、まず、東日本大震災の被害の特徴の認識が大事です。近年、我々世代が経験した最も大きな震災であった阪神・淡路大震災との相違点を把握することが重要だと思います。

私は、今回の震災と阪神・淡路大震災の2つの震災の共通点は、防災や復興には人となりのつながりの重要性、そして被災者へは行政がしっかり支援しなければどうしようもないということだと思います。

2つの震災の違いは、1つは被害が超広域的だということ。2つには、被災した自治体の機能が完全に喪失したこと。3つには、津波の被害によって家族も家も財産もありとあらゆるものが失われたこと。4つには、地震の津波によって広範囲で停電し、あらゆる電話が切断され、もちろん防災無線も切断されました。ききませんでした。情報が完全に寸断したこと。5つには、地震によって原発が壊れて炉心の損壊・溶融が起きて、いまだ大気中や海水への放射性物質の放出が起きていることではないでしょうか。

阪神大震災とは全く違って、初めての未経験のことが起きています。過去の経験は全く役に立たなくなってしまうかのようです。環境安全課長はいかがお考えかお聞かせください。

次に、宝達志水町の東日本大震災からの復興支援の現状についてお聞きするものです。

これは震災自治体への直接・間接の支援状況を質問趣意書で提出しましたが、町長の提案理由説明で報告されていたので、この答弁は結構です。また、被災者の方の宝達志水町

への受け入れ状況も、これも先ほど土上議員への答弁がありましたので、答弁は結構です。

県内の市町村では、被災者の方が避難されて来られた場合、受けることができるサービスについて書かれたパンフレットを作成している自治体がたくさんあります。宝達志水町はどうか、環境安全課長にお聞きします。例えば七尾市では、被災者の方が市役所に来られたら、すぐに利用できる制度のパンフレットが渡されています。うちの町もそういう町になろうではありませんか。現状どうでしょうか。

被災地、被災者支援の質問の最後に、先ほども言いましたが、被災地が余りにも過酷な状況なので、外に出て行く人がたくさんおられます。被災者が難を逃れたその自治体が被災者が受けることのできるさまざまな制度を熟知していないと、被災者が困ることになります。

例えば、東京電力が、原発によって家を離れることになった方々に賠償金の一部を支払うと言っていますが、情報が切断されていた被災者の方々は、知らない方もおられる。しかし、申請しないとこれが受けられない。また、今回の震災で生活保護を受けることになった方が、義援金を受け取っても収入とみなされないという制度の特例を国会で厚生労働大臣が答弁しておりますが、これを知っていなければならない、そういう職員がいるのです。

これから夏にかけて、どんどん被災者の方が日本全国に避難されることにもなるでしょう。温かく被災者の方々を受け入れるために、町は一層の力を入れるべきだと思いますが、町長、いかがでしょうか。

次に、この震災からの教訓をどうまちづくりに生かすのかについてお聞きいたします。

まず、宝達志水町が被災する原因となる、現在わかっている地震の活断層がどれだけあるのかお聞きいたします。それらの活断層が動いたとき、どれだけの震度になるかは過去の経緯や活断層の長さなどで調べられて予想されています。予想され得る地震の震度に耐え得ることができない公共施設はどれなのか、環境安全課長、学校教育課長、志雄病院事務局長にお聞きします。

また、津波の影響をどう評価しているかについてもお聞きいたします。

また、かほく市には、海拔図というのが町民に配られていまして、自分の住んでいるところが海拔何メートルのところにあるのか、5メートルの津波が来たらどうなるのか、10メートルの津波が来たらどうなるのかの判断を町民ができるようになっているそうです。どこに逃げるかが示されてもいます。宝達志水町には津波のハザードマップがあるのかど

うかお聞きするものであります。

今回、東日本大震災に見舞われた東北地方には、「命てんでんこ」という言葉があるということをボランティアに行って聞いてまいりました。昔から大津波の被害を受けてきた地域であります。当時、科学も発展していなかった。そのときに、津波が来たときは助けようとするな、命はそれぞれが守れ、家族が死んでも1人でも生きろ、そうすれば家がつながっていける、先祖から受け継いだ遺伝子がつながっていけるという意味だそうあります。

今は科学が発達し、地震による津波がどれだけの大ききで何分後にどこに到達するのかは、百発百中ではありませんが、伝えることができるようになっています。

実は今回の震災ですが、4日前に少し大きな地震が現地を襲ったそうあります。津波警報も出されて、多くの方が山や丘へ走って訓練どおりに避難されました。保育園児たちも保育所の方々の誘導などマニュアルどおりに避難しました。しかし、そのときには津波は来なかったんです。その4日後にマグニチュード9.0という大きな地震があり、津波警報が出され、マニュアルどおりに高いところに避難した多くの方は助かった。もちろん、先ほど紹介した保育園児たちもみんな助かりました。

今は「命てんでんこ」の時代ではありません。しかし、現状はどうでしょう。保育園やグループホームなど海岸線にあります。建てられています。1人暮らしの高齢者の方は身体に障害を持った方もおられます。津波が来ても施設任せ、家族任せ、区任せになっているのではないのでしょうか。

先ほど實達議員の質問がありましたが、災害時要援護者に対する援護も、一日のうちの時間によって、また、1週間のうちで曜日によって誰が援護するのか変わってくるのに、それも考慮されていないのではないのでしょうか。まさに「命てんでんこ」の状態のままです。

多くの命を協力して救うために、早急な町の防災計画の見直しが求められます。そして新たな防災計画案をつくり住民に周知徹底する、そして防災計画案に基づいて住民からの貴重な意見を防災計画づくりに生かす、そういう取り組みが必要なのではないのでしょうか。そしてそれに基づいた防災訓練をすること、このことが大事なのではないのでしょうか。環境安全課長、福祉課長、そして町長にお聞きします。

最後に、原発からの防災についてお聞きするものであります。

東日本大震災の原発事故は明らかに人災です。日本共産党の吉井英勝衆院議員が地震、

大津波と炉心溶融の可能性を科学的根拠も示して繰り返し国会で指摘していました。インターネットのユーチューブでもその当時の国会中継が放映されています。

しかし、当時の自民党・公明党政府も現民主党政府も、日本の原発は大丈夫だと繰り返すばかりでまともに対策をとろうとしてきませんでした。その責任は本当に重大です。政府と電力会社がそろって原発は安全だという、根拠のない安全神話を振りまいてきたことが今回の事故にもつながったのだと思います。

この安全神話に基づいて石川県の原子力防災計画もつくられています。安全神話に基づいてつくられた一番の例が、オフサイトセンターであります。原発事故が起こったら、志賀原発から5キロしか離れていないオフサイトセンターに住民を集めて被爆した核物質を除染したり、県の原子力防災の最高責任者である知事がわざわざその場所に行って、原発事故に対する指示を各部署に出さなければならないところにオフサイトセンターがあります。

知事はそういうことをするのでしょうか。原発事故は起こらないという安全神話にみずからも立っているからこそ、そういう非現実的な計画を立てられるのであります。

そんな石川県原子力防災計画には、原発事故の防災の対象は志賀町だけ、これも安全神話に基づいた設定であることは、今回の東日本大震災により明らかになりました。今のままでの石川県原子力防災計画では、原発事故が起こったら住民を守ることはできない、これははっきりしているのではないのでしょうか。石川県に宝達志水町も原子力防災計画の対象地域になるよう働きかける必要があるのではないのでしょうか。

先ほど来、土上議員や守田議員もこれを要求されていました。もっともなことだと思います。ただ、町長は、県の防災計画の変更があつてと言っておられましたが、しかし問題は、県の防災計画に町の意見、要望も反映させていく、町が県に提起していく、この姿勢だと思っています。国や県の防災計画づくりを待って町がするのではなくて、今から町が提起をしていく、県や国に提起をしていく。この姿勢が求められていると思いますが、いかがでしょうか。町長にお聞きします。

また、東京電力福島原発の事故の詳細がやっと、出し惜しみするようにならず公開されてきています。福島原発は、津波による電力の喪失が直接の炉心溶融の原因ではなくて、津波が来る前にどうも地震によって既に原発の容器が破損していた、細管などが破断していたと言われています。

志賀町で北陸電力が主に津波対策を十分したから稼働させてほしいと住民説明会がされ

ているということを聞いております。今日、北電の社員の方も議会に傍聴に来られていると聞きました。どうかこの議会への詳しい説明、納得できる説明をすることを求めるものであります。

私は、津波対策をしたから稼働する、とんでもないことだと思います。原発事故で直接影響がある宝達志水町も原子力安全協定の対象地域だということを認めさせるよう、北陸電力にも働きかける必要があると思いますが、町長、いかがでしょうか。

最後に、安全と言われていた福島原発の事故の原因究明と対策もない中で、現在停止中の志賀原発1号機、2号機の再稼働は認めるべきでないと思います。近隣自治体と共同して表明していく必要があると思います。いかがでしょうか。町長にお聞きして質問を終わります。

○議長（北本俊一君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 小島議員の御質問にお答えいたします。

まず、町としての復興支援に臨む意気込みについてであります。復興支援の窓口は一応県庁ということになっております。そういうことで、石川県から要請があれば、引き続き最大限の努力をしてみたいと思っております。

次に、防災に関する住民懇談会の必要性についてであります。現在実施しております町政懇談会で、防災関連の質問や意見が数多く出されております。これらの意見を集約いたしまして、今後の町の地域防災計画の見直しに役立てていきたいというふうに考えております。

続いて、宝達志水町を原子力防災計画の対象地域に認定させるために県に働きかける必要がある。また、原子力安全協定に基づく住民合意対象地域と認めさせるように北陸電力に働きかけよ。また、志賀原発の再稼働は認められないということをお隣の自治体とともに表明せよという3点の御質問であります。いずれも県の地域防災計画の見直しに合わせまして検討してみたいというふうに考えております。

また、策定に当たりましては、避難場所の設置に当たりましては、当然各集落の御意見を聞きながら進めてまいりたいと思っておりますし、防災計画が策定されれば、当然集落ごとにまた説明会を開きまして、また住民の方々の御意見を聞きながら進めてまいりたいと、そういうふうに今考えているところでございます。

あとは所管課長から御説明させますので、よろしく申し上げます。

○議長（北本俊一君） 総務課長 太田永作君。

〔総務課長 太田永作君 登壇〕

○総務課長（太田永作君） 小島議員の質問に答弁させていただきます。

各種支援内容を記載したパンフレットでございますが、県の協力を得まして環境安全課で作成しており、既にいつでもお渡しできる状況であります。

同パンフレットにつきましては、町が行う医療・健康の相談など内容ごとに各部署を記載しており、記載内容以外でお困りの方は、総務課及び環境安全課が窓口として対応し、関係部署へ引き継ぐこととしております。

以上でございます。

○議長（北本俊一君） 環境安全課長 栗原政典君。

〔環境安全課長 栗原政典君 登壇〕

○環境安全課長（栗原政典君） 小島議員の御質問でございます。

質問にございました阪神・淡路大震災との相違点でございます。この点につきまして、議員御指摘のとおり、被害が広範囲に及んだこと、それから自治体機能を失った市町村があったこと、それから津波被害の甚大さ、まさしくそのとおりです。それから停電による情報途絶、そして原発からの放射性物質の放出と、これまでの想定を大きく超えた被害であったことが相違点として挙げられます。

次に、断層についての御質問でございます。

断層については、邑知潟断層、能登半島北方沖の断層、それから能登半島東方沖断層、それから西方沖の断層、それから野寺断層、森本・富樫断層等々あるわけでございます。それ以外にも国土地理院の都市圏活断層図というのがございます。これには幾つかの断層の存在がそれ以外にも示されております。

続いて、予想される地震や津波についての御質問でございます。

石川県では5つの地震を想定しており、本町の地域防災計画もこれを受けまして5つの地震を想定しております。具体的には大聖寺、それから加賀平野、邑知潟、能登半島北方沖及び能登半島東方沖、この5つの地震を想定しております。また、津波につきましては、能登半島東方沖地震で3メートルから3.5メートルの津波を予想しております。

続きまして、防災には人のつながりが重要だとの御質問でございました。災害時の被害を最小限に抑えるため、または軽減するためには、地域や近隣の人がお互いに助け合うことが大切であり、自主防災組織が担う役割が重要であると考えております。

これまでも取り組んでまいりました自主防災組織の末組織の地域につきましては、組織化に向けて啓発を今後も行っていまいります。

それから、停電時の津波情報の周知と避難場所、そして避難訓練をどうするか。津波ハザードマップの有無との御質問でございました。

地域防災計画の見直しの中で、避難場所の新たな選定や津波のハザードマップの作成、こういったことを行っていきたいと考えております。

それから、地震対策・津波対策を防災訓練にどう生かすか、それから防災施設づくりの必要性みたいなことについてですが、10月23日に実施を予定しております本年度の防災訓練、この中で地震及び津波対策のための訓練種目を取り入れることができないか、消防署と協議をしてまいりたいと考えております。また、海岸沿いの地域住民の避難場所等についても、地域防災計画の見直しに合わせまして、地域住民の意見を聞きながら選定してまいりたいと考えております。

○議長（北本俊一君） 健康福祉課長 林谷茂和君。

〔健康福祉課長（福祉担当） 林谷茂和君 登壇〕

○健康福祉課長（福祉担当）（林谷茂和君） 小島議員の御質問にお答えいたします。

防災には人同士のつながりが重要だが、どう認識しているか、どう生かすかということでございますが、高齢者や障害者など、災害時に支援が必要な人を災害時要援護者と位置づけ、いざというときには地域の皆さんで助け合える関係を築いていくため、日ごろから声かけ・見守り活動など地域での各種活動を通じて、人と人とのつながりをこの大震災でさらに深めることが大切であると思っております。また防災につながると思っております。今後は、地域防災計画の見直しに合わせ、自主防災組織、区長、民生委員等連携しながら考えていきたいと思っております。

○議長（北本俊一君） 志雄病院事務局長 高畠信夫君。

〔志雄病院事務局長 高畠信夫君 登壇〕

○志雄病院事務局長（高畠信夫君） ただいまの小島議員の御質問にお答えいたします。

御質問の予想される地震をどう考えているかでございますが、志雄病院では、平成18年に耐震診断を実施いたしまして、大規模な地震に対しましては、東病棟を除き耐震性能が不足しているとの結果が出ております。また、志雄病院の防災計画・防災マニュアルに基づきまして、毎年2回の防災訓練で患者様の避難訓練を実施しているところでございます。

なお、耐震化につきましては、耐震補強の目的は耐震性能を高めることでありまして、

耐用年数の延伸でないことから、老朽化が著しい当院におきましては、新築移転を検討しているところがございますので御理解願います。

以上でございます。

○議長（北本俊一君） 学校教育課長 田村淳一君。

〔学校教育課長 田村淳一君 登壇〕

○学校教育課長（田村淳一君） 私からは、学校施設についてお答えをいたします。

地震や津波については、自然災害であり、いつ発生するかはわかりませんが、発生した場合のことを想定し、平時から学校において避難訓練を実施し、特に本年から津波対応についても指示をしているところがございます。

次に、大規模な地震に対応できない建物は、志雄、押水の両中学校であります。

次に、津波については、日本海側で発生したとの想定である、能登半島東方沖マグニチュード7.8の地震により津波の発生が予測されております。学校施設においては、直接被害は少ないものと考えておりますが、この予想を上回る津波が発生した場合においては、相見小学校が最も注意が必要と考えております。

なお、大規模な地震発生時には、情報を収集し、平地に建っている学校においてもすぐ避難する必要があるものと考えており、各学校に避難場所の確認と移動する時間を調査するようお願いをいたしたところでございます。

以上でございます。

○議長（北本俊一君） 12番 小島昌治君。

〔12番 小島昌治君 登壇〕

○12番（小島昌治君） 再質問いたします。何点かあります。

まず、町長の姿勢です。あくまでも町から提起していくという形ではなくて、国や県に任せてしまう。私はこれ問題があると思うんですよ。これまで安全神話に基づいて防災計画を国が作って、それに基づいて安全神話に基づいて県が作る。それに基づいて、縛られて縛られてから町はどうしようもなくなってというんですか、喜んでというんですか、わかりませんけれども、その狭い枠での防災計画を作る。私、これがもう破綻しているんですよ。一番住民を守らなければいけないところから、こういうのを作ってくれ、こういうのが必要なんだ、こういうふうに見てくれ、これがあって初めて私はいいい防災計画ができると思うんです。

そういう姿勢に町長になってくださいというのは、私だけじゃないんですよ。先ほどか

ら議会で言っているのは、土上議員にしろ守田議員にしろ、一緒に言うとするんですよ。全部質問をはぐらかしていますけれども、そういう立場に立てませんかという話をしてるんです。これ答弁してください。

それと、先ほど環境安全課の栗原課長が5つの地震を想定して被害の云々を言われました。能登に関係するところでは、能登半島東方沖と北方沖ですよ。これ言われましたけれども、実は東方沖というのはどこにあるかといいましたら、佐渡と珠洲の間にあるんですよ、東方沖のこの活断層というのは。

この活断層は、先ほど課長も言われましたけれども、マグニチュード7.8の力を持っていて、津波の想定も石川県で作られとるんです。羽咋市の柴垣海岸に5.1メートルの津波が76分後に来る、こういうふうに想定されています。しかし、今浜や米出や北川尻の海岸に何分後にどんなくらいの大きさで来るかというのは言われていません。

また、北方沖と言われましたけれども、この北方沖の地震では災害予測では宝達志水町民も含めて3,000名近い避難者が出るとされているんです。しかし、中日新聞の4月に出されたやつでは、能登の西方沖地震、一番近いところですよ、ここから。北方沖とか東方沖よりも一番近いところですよ。ここには金沢大学の平松先生や名古屋大学の吉本先生が、北方沖地震は大きな津波を起こす条件がそろつると言っておられるんです。

今日、北電の方来られていますけれども、北電はこれを短く切ってますよ。短く切って小さいやつというふうに想定していますけれども、これが調査をすれば一本につながっていたときは大変な地震を起こすし、大変な津波を起こすんです。これを先にはっきりさせて、これに基づいた防災計画、津波対策をしないと駄目なんです。

先ほど課長も言われましたけれども、マグニチュード7.8以上の力があつたら相見小学校まで、私、想定しとつたのは今の相見保育園です。想定しとつたんですけれども、相見小学校まで大変なことになる。そういう答弁されてびっくりしましたけれども、こういう状況なんです。

まともに動くと西方沖がどれだけの力があるかというのは、まだわかっていません。まだ見つかっていない海底の活断層調査というのもまだされていません。これも一刻も早くする必要があります。住民の安全を守るために町長が国待ち、県待ちじゃ駄目なんです。海岸を有する自治体です。地震の活動期ですよ、今。この津波への対策を考慮するのが当然だと思います。津波にしる被害にしる。これ真つ先に率先してやる必要があると思いませんか、町長。

また、中学校の問題です。先ほど学校教育課長も言われました。本当にこれ心配なんです。この前、6日の全員協議会、議案説明会で渡されたこのマップですね、宝達志水町地震防災マップ、ここに、マグニチュードじゃないんですよ、震度7のところは159号線ずっと太く貫いているでしょう。震度7でしたら、志雄中学校の校舎、押水中学校の体育館、一遍に崩壊なんです。合併どうのこうの言うとの段階じゃないんですよ。

まず、子供らの安全を守るために押水中学校の体育館、志雄中学校の校舎を使わせたら駄目なんです。志雄中学校はプレハブ教室を早く避難させる必要があるんです。押水中学校は体育館を使わせないで、総合体育館などを使わせる授業にしなきゃ駄目なんです。子供たちを危険な目にあわせているという、町長、自覚ありますか。これをまずお聞きします。

○議長（北本俊一君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 小島議員の再質問にお答えいたします。

先ほど土上議員、あるいは守田議員にもお答えいたしましたとおり、防災対策の重点区域の拡大、あるいは津波の想定範囲の拡大につきましては、やはりこれは一応災害対策基本法に定められておりますように、これは整合性をとる必要があります。そういうことで、やはり国の計画、県の計画との整合性を見ながら調整するということになりますので、見直すことということになりますので、一応私といたしましては、県、国の状況を見ながら改定作業に入りたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（北本俊一君） 教育長 山下 茂君。

〔教育長 山下 茂君 登壇〕

○教育長（山下 茂君） 小島議員の再質問にお答えします。

中学校の件でございますが、今この東日本大震災に伴いまして、各中学校・小学校の校長先生方をお願いしているのは、震度7.8とか、それは後からわかることなんです。ですから、校長先生をお願いしているのは、4年前でしたか、能登半島沖地震がありました。あの震度、要するに地震波というのは縦波が先に来ますので、あの縦波よりも強い揺れを感じた場合は、1回目は要するに机の下にすぐ避難をさせなさいと。次に横波が来ますので、その揺れがおさまったら要するに避難するよというふうに指示を出しています。それで、先ほど津波の件もございました。秋田沖とか奥尻島の津波は、7分から10分に来

ているというふうに報道されております。

私は各学校に、先ほど課長が答えましたように、何分で目的の避難場所に行くことができるか、特に小学生の場合には時間がかかることも予想されますので、その辺のところを調査するように指示しているところであります。現在のところ、そういうふうな地震対策を学校のほうではとっておりますので、御了解いただきたいと思います。

○議長（北本俊一君） 12番 小島昌治君。

〔12番 小島昌治君 登壇〕

○12番（小島昌治君） 町長にまだ答えていただいていないものがあるんです。今の志雄中学校の校舎や押水中学校の体育館、これこのままにして子供たちを危険な状況にしているという認識がとおりかどうか、ここをちょっと答えてください。

○議長（北本俊一君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 小島議員の再々質問にお答えいたします。

志雄中学校、押水中学校、両校舎とも耐震できない校舎ということになっております。そういうことで、統合中学校の建設を26年度までにやりたいということで、今のところは耐震工事をやる計画はございません。できるだけ統合中学校の建設を早めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（北本俊一君） 以上で通告のありました一般質問がすべて終了いたしました。

これをもって一般質問を終結いたします。

◎委員会付託

○議長（北本俊一君） お諮りいたします。議案第28号から報告第11号までの議案7件、報告9件は、議案付託表のとおり、各常任委員会及び病院運営特別委員会に付託することといたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 御異議ないものと認めます。したがって、議案第28号から報告第11号までは、議案付託表のとおり各常任委員会及び病院運営特別委員会に付託することに決定いたしました。

◎休会の議決

○議長（北本俊一君） お諮りいたします。委員会審査のため、明6月11日から6月16日までの6日間を休会といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 御異議ないものと認めます。したがって、明6月11日から6月16日までの6日間を休会とすることに決定いたしました。

◎散 会

○議長（北本俊一君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、次回は6月17日午後2時から会議を開きますので、御参集ください。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後2時10分散会

平成23年6月17日（金曜日）

◎出席議員

1 番	寶 達 典 久	8 番	林 一 郎
2 番	久 保 喜 六	9 番	守 田 幸 則
3 番	土 上 猛	10 番	北 本 俊 一
4 番	柴 田 捷	11 番	金 田 之 治
5 番	宮 本 満	12 番	小 島 昌 治
6 番	津 田 勤	13 番	北 信 幸
7 番	中 谷 浩 之	14 番	近 岡 義 治

◎欠席議員

な し

◎説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	津 田 達
教 育 長	山 下 茂
参 事	北 山 茂 夫
総 務 課 長	太 田 永 作
総務課担当課長	松 浦 敏 昭
情報推進課長	高 下 良 博
財 政 課 長	松 田 正 晴
住 民 課 長	羽 多 良 英
税 務 課 長	溝 口 和 夫
環 境 安 全 課 長	粟 原 政 典
健康福祉課長（福祉担当）	林 谷 茂 和
健康福祉課長（保健担当）	中 村 努
産 業 振 興 課 長	近 岡 和 良
ふるさと振興室長	村 井 仁 志

地域整備課長	谷川弘一
学校教育課長	田村淳一
生涯学習課長	藤井能富夫
会計課長	村井一隆
志雄病院事務局長	高島信夫

◎議事日程

日程第1 委員長報告

日程第2 委員長報告に対する質疑

日程第3 討論

日程第4 採決

(追加日程)

日程第1 子浦川水防事務組合議会議員の選挙

日程第2 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査

◎開 議

○議長（北本俊一君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、6月10日の本会議に引き続き、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎委員長報告

○議長（北本俊一君） それでは、日程第1 委員長報告を行います。

先に各委員会に付託いたしました議案の審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、病院運営特別委員長 守田幸則君。

〔病院運営特別委員長 守田幸則君 登壇〕

○病院運営特別委員長（守田幸則君） 今定例会において、当委員会に付託されました案件について、去る6月13日に病院運営特別委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案付託表のとおりであります。

委員会では、志雄病院での看護師等修学資金の貸与など多くの質疑があり、活発な審査が行われました。

町当局から細部にわたる説明を受け、各議案を慎重に審査した結果、議案1件は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げますが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願い申し上げます。病院運営特別委員長報告といたします。

○議長（北本俊一君） 次に、教育厚生常任委員長 宮本 満君。

〔教育厚生常任委員長 宮本 満君 登壇〕

○教育厚生常任委員長（宮本 満君） 今定例会において、当委員会に付託されました案件について、去る6月13日に教育厚生常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案付託表のとおりであります。

委員会では、岡部家の入場料の取り扱い、国保税額の改定などに関する多くの質疑があり、活発な審査が行われました。

町当局から細部にわたる説明を受け、各議案を慎重に審査した結果、議案3件は原案のとおり可決すべきものと決定し、専決処分の報告5件は原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

最後に、当委員会では、所管事務調査のため閉会中の継続調査について議長に報告し、本会議において議決を願うことで委員各位の御了承をいただいたことも、あわせて御報告いたします。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げましたが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願いを申し上げます。教育厚生常任委員長報告といたします。

○議長（北本俊一君） 次に、総務産業建設常任委員長 中谷浩之君。

〔総務産業建設常任委員長 中谷浩之君 登壇〕

○総務産業建設常任委員長（中谷浩之君） 今定例会において、当委員会に付託されました案件について、去る6月15日に総務産業建設常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案付託表のとおりであります。

委員会では、災害備蓄品や防災設備、観光施設などについて多くの質疑があり、活発な審査が行われました。

町当局から細部にわたる説明を受け、各案件を慎重に審査した結果、議案4件はいずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、専決処分の報告2件は原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において、東日本大震災にかんがみ、原子力発電所事故など、町として万全な防災対策に取り組まれないとの意見が出されました。

最後に、当委員会では、所管事務調査のため閉会中の継続審査について議長に報告し、本会議において議決を願うことで委員各位の御了承をいただいたことも、あわせて御報告いたします。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げます。総務産業建設常任委員長報告といたします。

○議長（北本俊一君） 以上で委員長報告は終わりました。

◎委員長報告に対する質疑

○議長（北本俊一君） 次に、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 質疑がないようですので、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

◎討 論

○議長（北本俊一君） これから、議案全般にわたっての討論を行います。討論はありませんか。

12番 小島昌治君。

〔12番 小島昌治君 登壇〕

○12番（小島昌治君） 私は、日本共産党宝達志水町委員会を代表して、報告第9号 専決第8号の宝達志水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、承認しないことを討論いたします。

その他の議案は賛成いたします。

条例案の中身は、国民健康保険税の最高限度額を50万円から51万円に1万円引き上げる、後期高齢者支援金の最高限度額を13万円から14万円に1万円引き上げる、介護給付金の限度額を10万円から12万円に2万円引き上げるという提案であります。合計4万円の引き上げとなります。

そもそも現在の国民健康保険税は、所得が400万円台の方でも50万円の最高限度額を支払うことになっています。国民健康保険証をもらうのに50万円もかかるんです。一方、保険証は違いますが、前議会で、その倍以上の所得の津田町長の保険証をもらうときの個人負担分が、約40万円ということが当時の総務課長から答弁されました。これと比べても、国民健康保険税の負担がどれだけ大きいかがわかります。その限度額を引き上げることは、どれだけ理不尽かがわかるというものであります。

同様に、介護給付金や後期高齢者支援金の引き上げも、所得400万円台の世帯には悲鳴を上げるような引き上げであります。所得400万円台の世帯が今回の改定で、国保や介護など合計73万円から77万円に税等が引き上げられるのであります。所得400万円台の世帯

が保険証をもらうのに、この方々が保険証をもらうのに、これだけの負担を増やしていいかどうかの徹底的な議論が必要なのであります。この議論をするところは議会ですし、議員としての大事な役割だと思えます。

町民負担を増やすことを町長にすべてお任せするという議会なら、その資格が問われるでしょう。しかし、今回の条例改正案は、執行部が専決権を振り回している、私はそう思わざるを得ません。町民負担にかかわる条例改正を議会の議論も経ないで執行していることを承認しろというのがこの議案であります。私はこの議案第8号を承認できないことを表明して討論を終わるものであります。

以上。

○議長（北本俊一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

◎採 決

○議長（北本俊一君） これより採決に入ります。

議案第28号 平成23年度宝達志水町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第28号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第28号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（北本俊一君） 次に、議案第29号 平成23年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第29号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第29号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（北本俊一君） 次に、議案第30号 宝達志水町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第33号 宝達志水町公共下水道条例の一部を改正する条例についてまでの議案4件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第30号から議案第33号までの議案4件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第30号から議案第33号までの議案4件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（北本俊一君） 次に、議案第34号 指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第34号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第34号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（北本俊一君） 次に、報告第3号 専決処分の報告について、専決第3号 平成22年度宝達志水町一般会計補正予算（第10号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認です。報告第3号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 御異議なしと認めます。したがって、報告第3号は委員長の報告のとおり承認されました。

○議長（北本俊一君） 次に、報告第4号 専決処分の報告について、専決第4号 平成22年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）から報告第7号 専決処分の報告について、専決第7号 平成22年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第4号）までの報告4件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも承認です。報告第4号から報告第7号までの報告4件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 御異議なしと認めます。したがって、報告第4号から報告第7号までの報告4件は委員長の報告のとおり承認されました。

○議長（北本俊一君） 次に、報告第8号 平成22年度宝達志水町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告については、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告でありますので、御賢察の上、御了承願います。

○議長（北本俊一君） 次に、報告第9号 専決処分の報告について、専決第8号 宝達志水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この表決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は承認です。報告第9号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（北本俊一君） 起立多数です。したがって、報告第9号は委員長の報告のとおり承認されました。

○議長（北本俊一君） 次に、報告第10号 専決処分の報告について、専決第9号 宝達志水町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認です。報告第10号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 御異議なしと認めます。したがって、報告第10号は委員長の報告のとおり承認されました。

○議長（北本俊一君） 次に、報告第11号 宝達志水町土地開発公社の経営状況については、地方自治法第243条の3第2項の規定による報告でありますので、御賢察の上、御了承願います。

◎日程の追加

○議長（北本俊一君） お諮りいたします。子浦川水防事務組合議会議員の選挙の件を日程に追加し、直ちに議題にいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 御異議なしと認めます。したがって、これを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程を書記に配付させます。

〔追加日程配付〕

◎子浦川水防事務組合議会議員の選挙

○議長（北本俊一君） それでは、追加日程第1 子浦川水防事務組合議会議員の選挙を行います。

本組合議員は、平成23年6月25日で任期満了となっております。選挙すべき議員の数は4人であります。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選とし、議長において指名することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 御異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選とし、議長において指名することに決定いたしました。

これより指名いたします。

子浦川水防事務組合議会の議員に柴田 捷君、久保喜六君、岡田幹彦君、前田與志秀君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました4名を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 御異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました柴田 捷君、久保喜六君、岡田幹彦君、前田與志秀君が子浦川水防事務組合議会議員に当選されました。

◎各委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（北本俊一君） 次に、各委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題といた

します。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、各委員会の所管事務及び所掌事務調査のため、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 御異議なしと認めます。したがって、各常任委員長及び議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉議・閉会

○議長（北本俊一君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成23年第2回定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午後2時38分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 北 本 俊 一

署名議員 北 信 幸

署名議員 小 島 昌 治